

令和8年3月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和8年2月27日（金曜日）

議事日程第1号

令和8年2月27日（金曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第3号 専決処分事項の報告について  
令和7年度八峰町一般会計補正予算（第11号）
- 第5 議案第4号 専決処分事項の報告について  
令和7年度八峰町一般会計補正予算（第12号）
- 第6 議案第5号 八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第6号 八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第7号 八峰町農林漁業体験交流施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第8号 八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第9号 八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第10号 八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第11号 八峰町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 第13 議案第12号 八峰町総合計画の策定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第14 議案第13号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第15 議案第14号 八峰町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第16 議案第15号 八峰町総合計画基本構想の策定について
- 第17 議案第16号 工事請負変更契約の締結について  
（旧塙川小学校解体工事）

- 第18 議案第17号 工事請負変更契約の締結について  
(農地・農業用施設災害復旧事業 石黒水路復旧工)
- 第19 議案第18号 工事請負変更契約の締結について  
(農地・農業用施設災害復旧工事 塙(家ノ下～二ノ倉))
- 第20 議案第19号 第工事請負変更契約の締結について  
(農地・農業用施設災害復旧工事 塙(強坂塚～苗吉))
- 第21 議案第20号 令和7年度八峰町一般会計補正予算(第13号)
- 第22 議案第21号 令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
- 第23 議案第22号 令和7年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第24 発議第1号 予算特別委員会の設置について
- 第25 予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第26 議案第23号 令和8年度八峰町一般会計予算
- 第27 議案第24号 令和8年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第28 議案第25号 令和8年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第29 議案第26号 令和8年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第30 議案第27号 令和8年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第31 議案第28号 令和8年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第32 議案第29号 令和8年度八峰町簡易水道事業会計予算
- 第33 議案第30号 令和8年度八峰町下水道事業会計予算
- 第34 議案第31号 八峰町教育委員会委員の任命について
- 第35 議案第32号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
- 第36 陳情第1号 「「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書」の採択を求める陳情書

---

出席議員(11人)

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	6番 菊地薫	7番 腰山良悦
8番 見上政子	9番 須藤正人	10番 門脇直樹
11番 山本優人	12番 皆川鉄也	

---

欠席議員（1人）

5番 水木 壽保

---

説明のため出席した者

町長	堀内 満也	副町長	田村 正
総務課長	岡本 勇人	財政課長	堀内 敬文
企画政策課長	高杉 泰治	建設課長	浅田 善孝
防災町民課長	工藤 善美	農林水産課長	堀内 和人
商工観光課長	成田 拓也	税務会計課長	今井 利宏
福祉保健課長	菊地 俊平	教育次長	山本 節雄
学校教育課長	山本 望	生涯学習課長	鈴木 美由紀
農業委員会事務局長	内山 直光		

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	石上 義久	議会事務局庶務係長	須藤 佳奈子
--------	-------	-----------	--------

---

午前10時00分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆さんには、朝早くからさよなら議会の方を傍聴いただき、ありがとうございました。よろしくお願いたします。

それでは、これより令和8年3月八峰町議会定例会を開会します。

5番水木壽保君から、入院治療のため欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、4番芦崎達美君、6番菊地 薫君、7番腰山良悦君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果について議会運営委員会副委員長よりご報告願います。見上議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（見上政子さん） おはようございます。議会運営委員会副委員長の見上です。

委員長に代わってご報告申し上げます。

当委員会では、2月20日、議長立ち会いのもとに議会運営委員会を開催し、2月3日付けで議長から諮問のあった令和8年3月八峰町議会定例会の議事日程、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から3月13日までの15日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日程表及び議事日程表のとおり決定しました。

なお、本会議上程及び付託中の陳情について、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、議会最終日に発議を日程に追加することに決定いたしました。

また、一般質問の割り振りにつきましては、3月2日の締め切りの後、議会運営委員会を開催し決定しますので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会副委員長の報告のとおり、本日から3月13日までの15日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月13日までの15日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せ発言を許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和8年3月八峰町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、12月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、今冬における雪害等についてであります。

本町では、2月14日時点の累加降雪量が402cmを超えるなど、今冬は過去最大規模の降雪量となっております。

このため、町では2月3日に災害対策連絡部を設置し、雪害への対応に当たってきたところではありますが、これまでに、屋根からの雪下ろしなど、作業中による人的被害が3件あったほか、建物被害については、住家3件、非住家4件、パイプハウス等農業施設においては、37棟が全壊又は半壊等の被害が確認されております。

被害に遭われました皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

また、この降雪により車両通行に影響が出ないよう道路の除排雪作業を行ってまいりましたが、除雪関係予算が不足する見込みとなったことから、必要経費を追加する補正予算を1月26日と2月16日にそれぞれ専決処分したところでもあります。

今後も、気象状況に注視しつつ、適切な道路の除排雪等を実施するとともに、屋根の雪下ろしに対する注意喚起を行うなど、町民生活に支障がないよう努めてまいります。

次に、1月4日に開催しました八峰町消防出初め式についてであります。

今年は、式典に先立ち、沢目駅前において、消防団員124名と消防車両15台による分列行進が披露され、八峰町文化ホールにおいて行われた式典では、長年にわたって消防活動に尽力された団員の方々の表彰を行うとともに、全員で今年の無火災を誓ったところでもあります。

次に、1月9日に開催しました八峰町交通指導隊出隊式についてであります。

本町は、昨年の秋田県飲酒運転等居住別実態調査において、酒気帯び運転違反件数が1件となり、県内25市町村中7位の結果でありました。

前年の23位からは大きく伸びておりますが、この結果に満足することなく、引き続き、「飲酒運転の撲滅」や「交通死亡事故ゼロ」の継続に向けた取り組みを強化してまいります。

次に、女性活躍推進事業についてであります。

1月18日に、日本赤十字東北看護大学の及川真一氏を講師に迎え、「とも家事」講座を開催いたしました。当日は、「普段から役立つ防災クッキング」と題して、耐熱ポリ袋を使った簡単な湯煎調理を学び、仕事をしながら子育てをする上で、家庭やパートナーと家事や育児を分担・協力することの大切さに理解を深めました。

また、2月19日には、社会保険労務士の高橋一貴氏を講師に迎え、「フレックスより柔らかく」と題して講演会を開催し、人手不足が深刻化する今こそ、「お互い様」で

支え合う職場環境が大切であることを学んだところであります。

次に、八峰町総合計画についてであります。

町では、これまで八峰町総合振興計画を策定し、将来像の実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりを進めてまいりましたが、現行の計画が今年度において最終年となることから、新たな総合計画の策定に着手いたしました。

策定に当たっては、町内の産業界をはじめ、農林漁業や教育、金融、子育て世代など、幅広い分野や世代の代表者、17名に対し委員の委嘱状を交付するとともに、計画の年度内策定への協力をお願いいたしました。

また、委員長には、住民代表の秋田武英氏を選出し、3回の審議会を経てまとめた計画書は、2月26日に委員長から答申書として提出していただいております。

委員の皆様には、ご多用中にもかかわらず、総合計画の策定にご尽力を賜り、深く感謝を申し上げます。

次に、再エネ海域利用法に基づく協議会についてであります。

2月25日、再エネ海域利用法に基づき、6回目となる「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会」が開催され、意見交換を行いました。

事業者からは、昨年協議会以降の進捗状況について、地域振興策と漁業共生策の検討状況や漁業影響調査の実施状況等が報告されたほか、経済産業省からは、昨年夏の第1ラウンドの3海域の事業撤退を受け検討が進められている、新たな公募制度や既存事業の環境整備について考え方が示されました。

また、陸上設備工事の着工時期が延期となっていることについては、事業者から、工事工程を見直しつつ、事業の完遂に向け、引き続き鋭意取り組んでいるとの報告があり、私からも本事業の着実な実施を改めてお願いしたところであります。

次に、地域観光魅力向上事業についてであります。

町では、観光庁の補助を受け、高付加価値かつ持続可能な体験型・滞在型観光商品の造成に取り組んできておりますが、本事業は、地域食材を活用した新たな食メニューの開発や、バンガロー村のリノベーション、ジュニアボランティアガイドの育成など、食と体験、宿泊の充実を目指してまいりました。

食メニュー開発では、東京ステーションホテルの石原総料理長並びに佐藤副料理長からご協力をいただき、5つの新メニューが完成したほか、旅行商品の造成については、町内外の観光業や農林水産業事業者、宿泊や旅行業など幅広い関係者からのご意見をも

とに、八峰町ならではの地域色の高い体験モニターツアーを実施し、参加者からは大変好評であったことから、今後は、さらに内容を充実させた競争力のあるツアー商品の販売に向け、関係者と連携して取り組んでまいります。

次に、令和8年産米の「生産の目安」についてであります。

県では、政府の備蓄用米の買い戻しや買い入れが行われる可能性があり、需給動向や在庫量が予想しにくいと判断し、県全体の面積換算で1,560ha増やす目安を、今年の12月に各市町村に通知しております。

このため、町農業再生協議会としましては、1月20日の総会において、八峰町の「生産の目安」を面積換算で33ha増の1,111haに決定しております。

今後、国や県、農協等の関係機関と情報の共有を行い、町内農家への適切な営農の支援に努めてまいります。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに、八峰町総合教育会議についてであります。

1月14日に八峰町総合教育会議を開催し、学校等再編検討委員会からの答申を踏まえ、小学校の統合時期等について協議いたしました。

小学校2校の統合につきましては、答申でも令和12年度までのできるだけ早い時期に統合するべきとなっており、協議の結果、統合小学校は2年後の令和10年4月1日開校を目指すこと、統合小学校は答申のとおり、現在の峰浜小学校を活用することいたしました。

また、統合に向けましては、小学校統合協議会を新年度の早い時期に設置することとし、校名や校歌、校章、教育目標、特色ある学校づくりに関すること、通学手段などについて協議していただく予定としております。

八峰町の未来を担う子どもたちが、よりよい教育環境のもと学校生活を送れるよう、保護者や地域住民の皆様へ情報提供を行いながら、小学校統合に向けた協議を進めてまいります。

次に、八峰町スポーツ文化栄誉賞についてであります。

今年度のスポーツ文化栄誉賞の受賞者数は、町長賞が3名、1団体、教育委員会賞が23名、2団体、小中学生奨励賞が2名、合わせて個人28名と3団体でありました。

特に今年度は、児童生徒だけでなく、一般の方の受賞もあり、大変喜ばしいことでもあります。

受賞された皆様には、心からお祝い申し上げますとともに、今後の更なるご活躍を期待いたします。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第3号、専決処分事項の報告については、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第11号）の専決処分報告であり、既定額に4,087万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を75億1,421万6,000円とするものであり、除雪費の追加であります。

議案第4号、専決処分事項の報告については、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告であり、既定額に2,630万円を追加して、歳入歳出予算の総額を75億4,051万6,000円とするものであり、除雪費の追加であります。

議案第5号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、道路法施行令の改正に伴い、道路占用料を改定するため、条例改正しようとするものであります。

議案第6号、八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定については、町営住宅の一部を廃止し、地域活性化住宅に組み入れることについて、条例改正しようとするものであります。

議案第7号、八峰町農林漁業体験交流施設条例の一部を改正する条例制定については、本館地区ソバ打ち体験館の使用料を改定するため、条例改正しようとするものであります。

議案第8号、八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定については、ポンポコ山公園バンガローの使用料を改定するため、条例改正しようとするものであります。

議案第9号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定については、トレーニングルームの使用料を新たに規定するため、条例改正しようとするものであります。

議案第10号、八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定については、令和7年度までとしている保育料の無料化について、期間を延長するため、条例改正しようとするものであります。

議案第11号、八峰町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定については、令和8年度から実施する特定乳児等通園支援事業について、子ども・子育て支援法の規定に基づき、運営に関する基準を定めるため、条例制定しようとするものであります。

議案第12号、八峰町総合計画の策定に伴う関係条例の整理に関する条例制定につい

ては、「八峰町総合振興計画」を「八峰町総合計画」に改称することについて、関係条例を一括改正しようとするものであります。

議案第13号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更については、構成団体の脱退及び加入に伴う組合規約の一部変更について、地方自治法の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

議案第14号、八峰町過疎地域持続的発展計画の策定については、現行の計画が令和7年度で終了することに伴い、新たな計画を策定することについて、過疎法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号、八峰町総合計画基本構想については、第3次八峰町総合計画基本構想について、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号、工事請負変更契約の締結については、旧塙川小学校解体工事の変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号、工事請負変更契約の締結については、農地・農業用施設災害復旧事業石黒水路復旧工の変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号、工事請負変更契約の締結については、農地・農業用施設災害復旧工事塙（家ノ下～二ノ倉）の変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号、工事請負変更契約の締結については、農地・農業用施設災害復旧工事塙（強坂堺～苗吉）の変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第13号）は、既定額に2,785万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を75億6,837万5,000円とするもので、主な歳出は、繰越事業の追加のほか、実績見込みに基づく歳入歳出の補正であります。

議案第21号、令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、既定額に59万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億9,814万6,000円とするもので、内容は、保険給付費の追加であります。

議案第22号、令和7年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、既定額から178万5,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を1,529万円とするもので、実績見込みに基づく歳入歳出の補正であります。

議案第23号、令和8年度八峰町一般会計予算は、新年度当初予算案であります。

議案第24号、令和8年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算から議案第28号、令和8年度八峰町営診療所特別会計予算までの5議案は、各特別会計当初予算案であり

ます。

議案第29号、令和8年度八峰町簡易水道事業会計予算及び議案第30号、令和8年度八峰町下水道事業会計予算は、各事業会計当初予算案であります。

議案第31号、八峰町教育委員会委員の任命については、教育委員会委員に奈良麻子氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第32号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、沢目財産区管理委員に柴田正高氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は30議案であります。

詳細につきましては各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、令和8年度の予算編成方針とその主な施策について申し上げます。

昨年は、物価高による家計の経済負担が大きく、特に食料品の値上がりが際立ちましたが、町では、国の重点支援地方創生交付金を活用した累次の補正予算を措置し、生活者や事業者支援の対応に当たってまいりました。

加えて、秋田県内をはじめ、全国的にクマの出没とその人身被害が急増した1年でもありました。

幸いにも、町内では緊急銃猟の実施や人身被害はなかったものの、自衛隊からのクマ被害対策防止活動の支援を頂き、76頭のクマを捕獲したところであります。

町の最重要課題である人口減少への対策が求められる中、足元の物価高対策やクマ対応も加わり、自治体が抱える課題はますます複雑化・多様化する傾向にあり、予測が困難な時代を職員一丸となって切り拓いていくことが求められております。

町には財政運営上の課題として、収支不足による財政調整基金の取り崩しの常態化があります。

このため、当初予算編成方針は、昨年度に引き続き、財政健全化を最重点事項として予算を編成することとしました。

昨年実施した国勢調査の確報値は今後発表されるものの、9月末時点の住民基本台帳上の人口は5,962人で、国勢調査による人口は6,000人割れが確実な情勢となっており、人口減少による地域経済の衰退を食い止め、持続可能な地域をつくる重要性が増しております。

財政健全化に取り組みつつ、人口減少を抑制し、誰もが安心して暮らせるよう、重点

施策として、基幹産業である農林水産業の振興、地域資源を活用した観光の振興、子育てをしやすい環境を整えるための子育て支援の充実に取り組んでまいります。

また、昨年1月、埼玉県八潮市で発生した下水道管破損による道路陥没は、高度経済成長期に整備された社会インフラの老朽化の深刻さがあらわとなりました。

町においても、上下水道のみならず、道路、橋梁などの土木施設の長寿命化や、社会教育施設などの公共施設の集約化などに、長期的な視点で取り組んでまいります。

一般会計当初予算案の総額は、61億4,200万円であり、前年度と比較しますと、4億6,700万円の減となっております。

財政健全化の取組として、財政調整基金繰入金は1億4,000万円とし、前年度と比較しますと、4,000万円の減としたほか、町債残高の増加と金利上昇による財政負担が懸念されるため、町債を合併後で最低となる3億1,410万円としております。

今後も人件費の増加や金利の上昇など、厳しい財政状況が続くものと考えており、会計年度任用職員人件費や公債費の削減に努めるほか、公共施設の集約化、スクールバスの直営化に向け、引き続き取り組んでまいります。

次に、主な施策について申し上げます。

はじめに、企画政策関係についてであります。

定住・移住関連事業については、首都圏等での移住相談会を行うとともに、国の地方創生推進交付金事業により「移住支援金事業」を県との共同事業として実施するほか、地域おこし協力隊の委託料を計上し、若者等の定住及び地域の活性化を促進してまいります。

地域公共交通対策については、引き続き「町内巡回バス及びデマンド型乗合有償運送事業」を実施し、交通弱者の利便性の向上を図ってまいります。

次に、福祉保健関係について申し上げます。

障がい者福祉については、障がい者の共生社会の実現や自立支援等のため、第4次障害者計画の後期計画を策定してまいります。

健康推進については、令和7年度末策定の「第3次健康はっぼう21」を軸とした集団健診や各種保健事業、幅広い世代への健康事業や自殺予防対策等を実施し、町民の心身の健康増進に努めてまいります。

予防事業については、定期・任意予防接種を着実に実施するとともに、新型インフルエンザ発生時に適切な対応を行うべく、新型インフルエンザ等対策行動計画を策定して

まいります。

子育て支援については、母子保健機能と児童福祉機能を併せ持つ「八峰町こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援を行い、新たに里帰り出産や周産期医療、不妊治療への交通費助成などの支援を拡充してまいります。

次に、農林水産関係について申し上げます。

町の農業振興の発展のため、農業コンシェルジュに引き続き委託を行い、農業関連やイベント情報の発信を行うとともに、生薬関連商品、産直施設、おらほの館やぶりこの販売促進を行い、農業振興を図ってまいります。

また、収益力強化に取り組む3つの農業法人に対し、国の「産地生産基盤パワーアップ事業」を活用し、高性能機械導入を支援してまいります。

鳥獣被害対策については、昨年多数出没したクマ対策に重点を置き、緊急駆除活動費や捕獲奨励金の増額、緩衝帯の整備などを行うほか、サルやイノシシの追い上げや捕獲活動を引き続き行ってまいります。

林業振興については、国の補助事業を活用し行われる下刈り等の個人負担金の一部助成について、補助率を引き上げ、更なる活用を推進してまいります。

次に、商工観光関係について申し上げます。

町内の経済及び雇用情勢は、物価高騰の影響等から未だ厳しい状況下であり、より一層の就業支援とスキルアップを図るため、「雇用創出活動支援事業」や「資格取得支援事業」等を継続実施するほか、地域の人材不足対策として、新たに外国人材を雇用する事業者に対して支援してまいります。

また、海産物や農産物等の魅力ある地域資源を活用した新商品の開発や販売促進、生産性向上に向けた設備導入等に対する補助金により、町内事業者を支援してまいります。

交流人口の増加による地域活性化と観光振興の促進については、町内で実施される観光イベントへ補助するほか、大館能代空港の利用促進を図るため、航空券購入費の一部を助成してまいります。

本町の白神観光の一つである留山散策路については、秋田県森づくり税を活用して木道の改修工事を行い、利用者の安全と利便性の向上を図ってまいります。

ハタハタ館及び御所の台ふれあいパーク、ポンポコ山公園については、本町の観光振興に大きく寄与していることから、指定管理者と連携を図りながら、引き続き、施設、

設備等の充実・維持管理に努めてまいります。

次に、建設関係について申し上げます。

道路事業については、舗装の損傷が著しい「町道大沢大野線」と「町道田中中央線」において改良工事を行うほか、水沢橋の撤去に伴う代替路線として、「町道萩ノ台線」の一部区間において踏切を含む拡幅改良工事を実施し、安全性の向上を図るとともに、道路利用者の利便性の確保に努めてまいります。

除雪事業については、老朽化が著しい除雪機械について、計画的な更新を進め、適正な管理と安定的な除雪体制の確保に努めてまいります。

河川整備事業については、河川の浚渫工事を行い、堆積土砂の撤去や支障樹木の伐採を行い、河川の流下能力の向上を図ってまいります。

八峰町住まいづくり応援事業については、新年度も継続し、町民が快適で安全・安心な居住空間を確保できるように取り組んでまいります。

次に、消防防災関係について申し上げます。

消防施設事業については、消防自動車及び古い消火栓の更新を行い、消防力の強化を図ってまいります。

また、災害対策事業では、近年激甚化、頻発化する災害に対応するべく、「地域防災計画」の改定及び「防災ハザードマップ」の更新を行い、総合的な防災・減災対策のとれた、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

空き家対策事業については、「八峰町空家等対策計画」に基づき、適正な空き家管理を進めていくほか、危険な空き家等の放置を避けるため「八峰町安全安心なまちづくり推進事業」を進めてまいります。

次に、学校教育関係について申し上げます。

小学校統合事業については、小学校統合協議会を設置し、校名や校歌、教育目標等を協議していただきながら、令和10年4月の開校に向けた準備を進めてまいります。

小中学校スクールバス運行事業については、費用対効果や経費節減を考慮しながら安全運行に努めるとともに、小学校統合を見据え、直営を含めた運行体制を検討してまいります。

子ども園保育料等助成事業については、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和8年度以降においても保育料の完全無償化を継続してまいります。

乳児等通園支援事業については、「こども誰でも通園制度」の実施に向け、必要な体

制を整えてまいります。

保育園の通園バスについては、老朽化による維持管理費用が増加していることから、バスの更新を行い、安全運行に努めてまいります。

次に、給食センター関係について申し上げます。

小・中学生の給食費については、令和8年度から「給食費負担軽減交付金」の創設により、小学生の無償化を実施するとともに、併せて、子育て世帯の経済的支援を行うため、中学生についても無償化を実施するほか、安定的な学校給食を確保するため、給食費の値上げを行ってまいります。

次に、生涯学習関係について申し上げます。

文化交流施設集約化検討事業については、将来的な人口規模に見合う施設の集約化に向けてワークショップを開催してまいります。

また、ジオパーク活動の推進については、「八峰白神ジオパーク」が認定されてから14年目を迎え、本年秋には4年に一度の再認定審査を迎えることから、町・推進協議会・八峰白神ジオパークガイドの会が一体となって再認定に向けた審査に取り組んでまいります。

以上、主な施策を申し上げましたが、このほか、公共施設の照明LED化については、八森体育館やハタハタの町診療所など11施設において実施してまいります。

次に、各特別会計の概要について申し上げます。

八峰町国民健康保険事業勘定特別会計については、米価高騰の要因により国保税は増収となっておりますが、被保険者数は減少傾向にある一方で、医療費は近年で最高額となっていることなどから、これまで以上に慎重な運営に努めてまいります。

八峰町介護保険事業勘定特別会計については、「高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」の策定年度であることから、これまでの実績や策定委員会の意見を踏まえ、時代に即した計画の策定と保険事業の適切な推進に取り組んでまいります。

八峰町後期高齢者医療特別会計については、保険料改定年度となり、料率の上昇が見込まれることから、被保険者の皆様への周知等に努め、秋田県後期高齢者医療広域連合と連携しながら適切に処理してまいります。

なお、「国民健康保険税」と「後期高齢者医療保険料」については、令和8年度から新たに「子ども・子育て支援金」が保険料と合わせて徴収されることから、被保険者の皆様に丁寧な説明をしながら進めてまいります。

八峰町沢目財産区特別会計については、工場用地、資材置き場用地のほか、風力発電関連用地の貸付を行ってまいります。

八峰町営診療所特別会計については、常勤の医師が診療に当たるとともに、医科歯科の医療体制の充実により、町民の健康維持・確保に繋げてまいります。

次に、各企業会計の概要について申し上げます。

八峰町簡易水道事業会計については、水沢橋に添架されている水道管について、移設工事を実施するほか、埜地区において配水管の布設替えを進め、漏水の未然防止を図りながら、住民生活に不可欠な水道水を安全かつ安定的に供給するため、引き続き、水道管理と施設の維持管理に努めてまいります。

八峰町下水道事業会計については、ストックマネジメントにより計画的な設備更新を進め、公共下水道施設において不具合が生じているマンホールポンプ設備やマンホール蓋を更新してまいります。

また、各処理場のメンテナンス計画に基づき、八森及び沢目浄化センターの水処理及び電気設備更新工事を行うほか、岩館漁業集落排水処理施設においても水処理設備更新工事を実施してまいります。

以上、令和8年度予算編成方針について申し上げます。

予測が困難な時代にあっても、住民の暮らしを支える行政サービスに職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員の皆様や町民の皆様から特段のご協力をお願い申し上げます、私からの説明といたします。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、議案第3号、専決処分事項の報告について（令和7年度八峰町一般会計補正予算（第11号））を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第3号、専決処分事項の報告についてをご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀 内 満 也

次のページをお開きください。専決処分書でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月26日

八峰町長 堀内満也

令和7年度八峰町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,087万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億1,421万6,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

この専決処分は、1月に入り強い冬型の気圧配置が続き、1月25日時点での累加降雪量が170cmを超え、除排雪業務委託料の執行率が約90%に達したことにより、予算に不足が見込まれたことから、専決処分をさせていただきました。

それでは、歳入歳出の補正内容につきまして、事項別明細書に基づいてご説明いたしますので、6ページ・7ページをお開きください。

まず、歳入ですが、今回の補正財源として10款繰越金4,087万6,000円を追加したものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

8ページ・9ページをお開きください。

8款土木費2項4目除雪費ですが、凍結抑制剤購入代の消耗品費と除雪車両の修繕料及び除排雪業務委託料を合わせた4,087万6,000円を追加したものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今回の大雪は本当に大変でした。それで、まあ八森石川地区もそうですけれども、通学路、通学バスの子どもたちが乗り降りするところとか、それから茂浦の場合は土床体育館から歩道橋渡るあたりの山になって、ちょっと道路にはみ出していかなければならないとか、大変な思いをしたんですけれども、特に除排雪する場合、業者がどのくらいで、足りないのかどうなのか。八森地区の駅前の交差点の山になったところとか、まあ本当に見通しが悪くて、樺の三叉路、二車線のところもそうですけれども、信号のあるところのところに山積みになって、非常に車が来るかどうか、

国道に出ないと危なかったという声が聞こえるのと、それから業者が、八森の場合は富丘さんがいろんなことありましてあれですけども、とにかくいつもよりも除排雪が遅かったということで、業者との関係とか連絡網とか、速やかに行われてきたのかどうなのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

八峰町の方で除排雪業務を委託している業者数は、15社あります。このうち、いろいろ調整して12社の業者の方から排雪の方には協力していただいているところではありますが、排雪に当たっては、路肩への堆積している雪又は交差点とかで押されて視界が悪くなっているところを優先的に行うようにはしておりますけども、なにぶん今回の大雪ですけども、通常除雪に加えて排雪業務ということで、通常除雪は夜中から早朝まで、排雪は日中ということで、業者さんも大変難儀されたことと思います。いずれ排雪に当たっては、重要路線を優先して行う関係から時間を要したということもあるかと思いますが、町としても業者さんの方と連絡調整はして、なるべく早く対応できるように努めました。雪の多さに今回はちょっと遅れたところが正直なところだと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 15社のうち12社が除排雪というようなことの説明だったと思うんですけども、この15社のうち12社、3社の違いはどうなってるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えします。

15社のうちの12社が協力ということで3社ですけども、いずれ排雪は日中やる業務です。業者さんの方で日中仕事をされているということであれば、排雪の方には協力できないところもあるかと思いますが、そういう意味で3社、排雪の方には対応できなかったということです。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第4号、専決処分事項の報告について(令和7年度八峰町一般会計補正予算(第12号))についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長(田村 正君) それでは、議案第4号、専決処分事項の報告についてをご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度八峰町一般会計補正予算(第12号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

次のページをお開きください。専決処分書でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月16日

八峰町長 堀内満也

令和7年度八峰町の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4,051万6,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

この専決処分は、最初に除雪費を専決処分した1月26日から2月13日までの累加降雪量が211cmに達し、除排雪業務委託料の執行額がほぼ予算額に達したことにより、3月までの除雪費が不足することから、専決処分をさせていただきました。

それでは、歳入歳出の補正内容につきまして、事項別明細書に基づいてご説明いたしますので、6ページ・7ページをお開きください。

まず、歳入ですが、今回の補正財源として10款繰越金2,630万円を追加したものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

8ページ・9ページをお開きください。

8款土木費2項4目除雪費ですが、除排雪車両の燃料費と除排雪業務委託料を合わせた2,630万円を追加したものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第5号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。道路法施行令が規定される道路占用料が、令和6年度に行われた固定

資産税評価額の評価替え及び地価に対する賃料水準の変動等を反映した額に見直されたことに伴い、本条例の道路占用料の額についてもこれに準じて改正する必要があるためです。

次のページをご覧ください。条例の改正文です。

今回の改正は、第4条第1項への字句の追加以外は、先ほど提案理由で説明しましたように固定資産税評価額の評価替え等に伴う道路占用料単価の増減となっており、内容としましては、東北電力やN T T等の電柱や電線などが増額となる一方で、看板や露店などについては減額となっております。

本町の令和7年度道路占用料収入は、154万8,573円となっておりますが、今回の改正単価で令和8年度の収入額を算定した場合、188万4,008円となり、33万5,435円、率にして21.7%の増となる見込みです。

附則としまして、この条例の施行期日は、令和8年4月1日からとなっております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧願います。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時より再開いたします。

午前10時52分 休 憩

.....  
午前11時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第6号、八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号、八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定について。

八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。町営住宅の一部を用途廃止し地域活性化住宅へ移行するとともに町営住宅及び地域活性化住宅の位置の一部を登記表示と一致させるため、関係条例を一括改正するものです。

次のページをご覧ください。条例の改正文です。

今回の改正内容につきましては、別に提出しております新旧対照表等をご覧くださいながらご説明したいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○建設課長（浅田善孝君） 1ページ目は、八峰町営住宅設置条例の新旧対照表です。今回は、かもめ団地で4戸、松波団地で2戸の計6戸が木造住宅の耐用年数である30年を経過しますので、町営住宅設置条例から削り、地域活性化住宅設置条例へ移行するものです。移行後の町営住宅の総戸数は、60戸から54戸となります。

次に、2ページ目の方になります。

2ページ目は、八峰町地域活性化住宅設置条例の新旧対照表です。こちらは、かもめ団地4戸と松波団地2戸が町営住宅から地域活性化住宅に移行されます。そのため、かもめ団地では11戸から15戸、また、松波団地では2戸が地域活性化住宅となります。今回の改正で、地域活性化住宅の総戸数は33戸から39戸となり、今後町営住宅は、令和8年度以降、毎年度地域活性化住宅へ移行され、令和16年末には93戸全て地域活性化住宅となる予定です。

次に、3ページ目は、町営住宅設置条例及び地域活性化住宅設置条例の別表に記載されている住宅の位置の一部を登記表示と一致させるものです。夕風第2団地及びかもめ団地については、現行では番地や地番の後ろに「地内」が記載されていますが、登記を

確認したところ記載されていないことから、改正後は削除しております。また、埜川団地については、現行、I号、J号、K号、L号が全て133番地3となっていました。実際にはそれぞれ分筆されていることから、改正後はI号を133番地13、J号を133番地14、K号を133番地15、L号を133番地16に改めるものです。

条例の改正文の方に戻っていただいて、附則として、この条例の施行期日は、令和8年4月1日からとなっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今説明を伺いましたけれども、いずれ町営住宅から活性化住宅になることによってどのような変化が起きるのか。外林の木造の住宅に入ってる人が、かなり前から湿気が多くて、押し入れはもう物が入れられなくてダンボールを敷いてやってるんだけど、それでも直してくれない。そういう状態のまま、地域活性化住宅に繋がっていくのか。こういう地域活性化住宅になることによって、そのような苦情とかそういうことがこう受け入れにくくなるのか、その辺がちょっと問題じゃないかということと、いずれ令和16年には町営住宅をゼロにするということが書かれております。で、じゃあ町営住宅の条例はなくなるのかということですが、今出されている過疎持続発展計画の中には、54ページに町営住宅の整備ということが計画の中に載っています。で、低所得者や住定促進のため、老朽化した町営住宅に対しては計画的に維持をしていって、所得制限のない子育て世帯の人たちのための町営住宅として整備して、まあ町内にそのまま子育てをしながらしてもらおう、そのための町営住宅っていうことであってますので、町営住宅が必要だということになると思うんですね。その辺のところの考え方をちょっと伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町営住宅と地域活性化住宅の違いということだと思いますけども、移行されたことによって特段管理が不行き届きになるとか、そういうものではなく、町が管理する住宅ということでは地域活性化住宅も町営住宅も何ら変わるころはございません。むしろ地

域活性化住宅に移行されることによって、入居時の家賃や収入条件も緩和されるということで、公営住宅法に縛られないような住宅になりますので、その点は町営住宅よりは有利なのかなというふうに考えております。

あと、外林の方の湿気については、ちょっと担当の方に話して確認させるようにいたします。

あと、条例の関係ですけれども、このまま令和16年までいって町営住宅が地域活性化住宅になれば、もちろん条例は必要ないですので条例は廃止ということになりますけれども、住宅の整備ということでは、今後急速に人口減少が進行していって、それに伴って空き家も増えてくると。そうすると町営住宅を取り巻く環境もいろいろ変化してくるわけです。現在の住宅93戸ありますけれども、6戸空き家の状態です。これ、なかなか埋まらないような状態になってきてます。そのため、この空き家がある状態でこれ以上住宅を増やすのかと、そういうふうな議論も出てくるかと思えます。ですから、町としての適正棟数を精査して、整備のための財政負担も考えながら、住宅の整備の関係は検討していきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町営住宅が今3棟っていう、あると言われましたけれども、やっぱり立地条件とか交通の便とかいろんなものを加味した上で、そこに定住できないような状況になってると思います。もっと交通の便のいいところに、これから低所得者のために、そして今、住宅に困窮してる人たちが速やかに入居できるような町営住宅は必要です。これが廃止の方向で条例もなくなるということであれば、私はこのことには反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 賛成討論いたします。

今、見上議員がですね、押し入れとかそういうところに汗をかいて濡れているというような発言がありましたけれども、排煙のない、煙突のないですねストーブを使っているとですね、まあほとんどが気密住宅なってますから、必ず汗をかくんですよ。これはどうしようもないです。だから煙突のついているストーブを使うと、これは間違いなくそ

ういう結露は起こらないということでもあります。今、活性化住宅になるとですね、町営住宅よりも案内町としては整備しやすいという部分があると思います。私は賛成いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号、八峰町農林漁業体験交流施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） 議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号、八峰町農林漁業体験交流施設条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町農林漁業体験交流施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、本館地区文化交流施設（ソバ打ち体験館）の使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものです。

次のページ、改正文をお願いいたします。

本改正は、施設の使用料を規定します別表第1の表の上から2番目になります、ソバ打ち体験館についてです。ソバ打ち体験利用者から1人当たり100円のご負担をいただくことを追加しようとするものです。

本施設は、管理者であります本館グリーンコミュニティ協議会がソバ打ち体験の場として使用しているところです。使用料につきましては、利用者からいただいた体験料の中から町に使用料を納入していただいております。現行の規定では、ソバ打ち体験の体験者の受け入れ人数にかかわらず、1部屋当たりの定額の使用料をいただいているところです。このため、受け入れます体験者の人数が少ない時と多い時では利用者1人当た

りの負担額に差が生じてしまうことから、不公平感のないよう見直しすることとし、また、昨今の維持管理費等物価の高騰を受け、経営の健全化に向けた対応と併せて、令和8年4月より1人当たり100円をご負担いただくというものです。

最後に、附則としまして、この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。  
これより議案第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。  
日程第9、議案第8号、八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） 議案第8号についてご説明いたします。  
議案第8号、八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定について。  
八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。  
令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、ポンポコ山公園バンガローの施設使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものです。

次のページ、改正文をお願いいたします。

本改正は、ポンポコ山公園の各有料施設の使用料を規定している別表2のうち、バンガローの使用料につきまして、宿泊の場合、現行1棟1泊当たり「1万3,000円」を「1万7,000円」に、また、休憩利用の場合、現行1棟1時間当たり「1,300円」を

「1,700円」にそれぞれ増額改定しようとするものです。

改定理由といたしましては、今年度、観光庁の補助事業を活用してバンガロー村のリノベーション事業に取り組み、施設の快適性や安全性など大きく付加価値が向上したことから、利用料金の適正化と持続可能な施設運営を目的に利用料を見直したものです。

なお、額の算定に当たっては、リフォームに要した経費を法定耐用年数と年間の稼働率を勘案して算出しております。また、この金額は上限としての設定となりますので、運用上は指定管理者であります観光協会さんの方が町の承認を受けて、実情等に応じて料金を設定することができるものでございます。

最後に附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

別途、タブレットに新旧対照表も掲示しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） 議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、ハタハタ館の使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものです。次のページの改正文をお願いいたします。

本改正は、ハタハタ館のトレーニングルームを再開するに当たり、トレーニングルームの使用料を追加するものです。

一般は1人600円、小学生は1人300円です。いずれも金額は上限設定となりますので、指定管理者が近隣自治体の類似施設の状況等を参考にした上で料金設定することになります。

最後に附則としまして、この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） ちょっと確認のために教えていただきたいんですが、これ、この料金は料金で分かりましたけども、入浴をしても変わらずこの料金なのでしょうか。そこだけちょっと確認のために教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの笠原議員のご質問にお答えいたします。

過去にトレーニングルームを営業していた際は、一般が400円、小・中学生が200円というような料金設定をしておりましたけれども、実際には一般は200円、小・中学生は無料で運用しておりました。また、お風呂セットとしまして550円、お風呂に入る方は550円で行っておりましたので、実質は50円で運営をしていたと、過去にはそういったことになっております。ただ、このたびの新たなトレーニング機器につきましては、以前のような大型の機器等も特別ありませんので、いわゆるランニングマシン、ウォーキングマシンの機能を持ったトレッドミルというものを3基、また、自転車を漕ぐタイプのエアロバイク2台、その他、血圧計ですとかバランスボール、それからヨガマットなど、そういったものを配置する内容でございますので、以前よりも施設の設備の内容からいっても前よりは高くはできないのかなというイメージで考えております。風呂の入浴者の方は無料でいいのではないかなと、個人的には思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 近隣のですね、このトレーニングルームのある施設との兼ね合いはどうなんでしょうか。例えば能代とか、まあゆめろんとか、いろいろ施設があるわけです。アリナスとかですね。そういう施設との、その料金の違いといいますか、そういうものがあつたら少し教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

近隣自治体の同類施設の状況につきましては、能代市にありますアリナスさんが一般が300円、総合体育館が230円、二ツ井の総合体育館が200円、それから三種町にあります総合体育館は100円、八竜体育館が210円、それから藤里町のゆとりあは500円というようになってございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） お風呂に入ってますね、トレーニングをした後にお風呂に入ったら1,300円なんですね。今、近隣の市町村の料金体系を言いましたけど、八峰町が飛びきり高い。非常にお客さんがですね使用するには、非常に負担がかかり過ぎると思うんです。これ600円でですね、まず200円を600円にするというのはいかがなものなんでしょうか。もう少し軽減をした形です、この料金を設定していただければと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

条例の方では一般600円というふうに改正するわけですけれども、先ほどの説明したとおり、これはあくまでも上限の設定という金額になりますので、ここは会社の方と、まあ近隣の自治体の状況ですとか営業の状況等、そういったものを総合的に判断して金額設定するものと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） これ再開ということなんですが、以前このルームは何か展示物等々、個人で利用したいということあれば利用してもいいということになっていましたよね。でなかったですか。そういう実態実績というのはどうなのかということ。それと

また、先ほど言われたマシンの新たな購入なのか、それとも、そのあるやつを使うのか、設備は必要ないのかどうか。その点をひとつお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えいたします。

まず最初のトレーニングルームを休止した後の使い方につきましては、どなたかが何らかの使用をしたい場合、貸し出したかどうかについて、ちょっと私記憶がはっきり定かでないので、ちょっと申し訳ありません。

それから、このたびのトレーニングルーム再開に当たりましては、さきの臨時議会等で予算措置いただいた予算を用いて新規に購入して配置するものでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 笠原議員の答弁では、これは入浴とセットではなくてトレーニングルームだけを利用できるというふうなこと、まあ改正後の一覧表を見ますと、休憩室は1人500円、小学生が200円。このお風呂を使わないでトレーニングルームだけを使うという、まあ機械を使うということですが、説明によると大した機械ではないという、まあ機械ですよ。それが600円も取られるのかというところで、わざわざこのお風呂とセットでないとすると、そこに置く必要はないのではないかなと。バッテリーカーを子どもたちは遊ばせてる間に大人がバッテリーカーのあの何とかルームで使うとか、そういうふうなことは考えられるのではないかということ。まあもしお風呂を使って、それから休憩室を使ってトレーニングルームとなれば莫大なちょっと金額がかかるんですけども、そこら辺もまだ課長の話では定まってないというか、こういうので提案されたんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと順番前後するかもしれませんが、休憩室、お風呂に入った方は休憩室は無料で利用できるようになっております。

それから、入浴をせずに単独でその施設を利用する場合は、この600円の上限の中で料金設定されるものと考えております。

また、入浴をされた方につきましては無料で利用できるというふうにしていいのではないかなど、私個人的には思っておりますけども、この料金につきましては、会社の方で、指定管理者である会社の方が料金設定するという規定になっておりますので、いろいろなお意見を頂戴したところを踏まえまして、料金設定したいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号、八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ご説明いたします。

議案第10号、八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。令和7年度において、子育て世帯の負担軽減のため実施している3号認定の保育料の「全額免除」を延長したく、条例の一部を改正するものでございます。

次ページが改正の内容となっております。

八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例。

八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日までの間」を「当分の間」に改める。

附則 この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上が説明となります。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（皆川鉄也君） これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。
- 8番（見上政子さん） この中には、町外、まあ全国こども家庭庁の案ですので、どこでも子どもを預けられるということになってますけれども、まあ正当な理由がない限り、これを拒否してはならないとか、それから面談を行って、これに、その上で子どもさんを預るとか、そういうふうなことになってますけれども、町内の子どもさんがこれから保育園に未満児で入る場合に、ならし保育とか大変な思い、親も子どももしなくちゃいけないんですが、それを少し緩和する意味で、こういうのがあればいいなという事は思います。また、ここに仕事場を抱えて能代から通勤してる人たちにも、職場の近くにこういうのがあればいいなということも考えられますが、ただ、全国どこでも子どもさんを1時間、2時間で預けられるというこういう仕組みになりますと、どのようにその面談をするのか、どのようにその連携を取るのか。そしてその中には定数を超えてはならないということにもなってますので、その辺が当町の場合、これを受け入れる体制ができるのかどうなのか。所信のところ町長も述べられましたけれども、これに対する体制を整えていくというようなことも言われましたが、現実的に本当にこれができるのかどうなのか、率直な意見を聞かせてもらいたいと思います。
- 議長（皆川鉄也君） 見上さん、今の議題は、期間を「令和8年の3月31日」を「当分の間」に直したいという当局の提案であります。事業内容の説明までここで求めておりませんので、今そういう話をされても答弁できないのじゃないかなという具合に思うんですが、次長、答弁できますか。

（「休憩いただけますか。」と呼ぶ者あり）

- 議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前11時36分 休 憩

.....

午前11時36分 再 開

- 議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第10号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第11号、八峰町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本教育次長。

○教育次長(山本節雄君) ご説明いたします。

議案第11号、八峰町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について。

八峰町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。令和6年6月に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、月一定時間までの利用可能枠で就労要件等を問わず柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」が創設され、法律に基づく新たな支援給付が令和8年4月1日より始まるため、その運営に関する基準を新規に制定するものであります。

次ページが制定文となりますが、別途添付しております説明資料の方で説明させていただきたいと思っております。

議案11号説明資料です。八峰町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について。

1、概要。令和8年4月1日より子ども・子育て支援法に規定する乳児等通園支援事

業を実施する事業者のうち、国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づいて町が定める条例の基準を満たしていることが確認できた事業者は、特定乳児等通園支援事業者として乳児等支援給付費が給付されることとなります。このことから、法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、基準布令に準じて条例を制定しようとするものです。

2、基準の内容です。基準の内容は大きく2つの項目に分かれております。それぞれの内容は下記のとおりです。

なお、規定する事項は、基準布令と同様とします。

(1) 定員に関する基準。1つポツが1時間当たりの利用定員を定めること。2つ目のポツが開所日時等を考慮して1か月当たりの利用定員を定めること。

(2) 運営に関する基準。主なものを挙げてございます。1つ目が初めて利用する子どもの保護者と面談を実施し、重要事項を記載した文書を交付して説明した上で同意を得ること。2つ目が応諾拒否の禁止。正当な理由がある場合は除かれております。3番目が利用料実費の徴収については、事前に文書により説明し同意を得る。4つ目、事業の目的、職員の体制など重要事項を記載した運営規定等を定めること。5つ目、支援に必要な職員体制の確保、利用定員の遵守。6つ目、差別的な取り扱い、虐待行為の禁止、秘密保持。7つ目、事故発生防止、それから事故発生時の対策を講じることということが主な内容でございます。

3つ目が施行日となります。基準布令が令和8年4月1日を施行であるために、本条例の施行日も同日付けで施行します。

以上が説明となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今説明受けましたけれども、これは本当に都道府県どこからでもというふうなこと、どこでもいつでも子どもを受け入れられるような保育園の体制を取ってほしいということですが、里帰り出産とか、それから短期の家庭の事情で預るとか、そういうものとまた全く別物でありまして、例えば観光に来て留山に登りたいんだけど、2時間、3時間くらい預ってくれないかというそういうことも考えられるわけですが、そういう場合、面談をして実施するという、で、お互いに同意を得るということですが、これはどのようにやられるのか、ちょっと見当が付きません。そ

ういう意味でですね、町で考えてることが、このようになったらこうなるというシミュレーションでもあって、それでその人数を定員を超えてはならないというところでどういふふうに対処していくのかとか、そういう案がなかなかちょっと考えつかないんですけども、そういう、これに、条例を作るに当たってこういうふうなことでやっていくということがありましたら教えてもらいたと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

とりあえずこちら町で考えてますのは、町民が大前提でございまして、見上さんの今おっしゃられた町外の旅行的に来てしようとするのは、まずちょっと想定外でございました。で、まずこちら想定してる町内の住民のためとなりますと、先ほどから申し上げてるとおり、事前に面談等、そういったものはきっちり行って受け入れ体制を整えていきたいと思ってるところでございます。で、その町外からの遊びにきたついでと、言葉がちょっと変ですけども、預けたいとなれば、またそれはそういった方が発生した場合に対応したいと考えております。現時点ではちょっと想定してございませんでした。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） そういう場合も想定しておく必要があるんでないかと思えます。町民を一応想定はしてますけども、この制度の趣旨からすると、おそらく町外の、見上さんおっしゃったように一時的な利用、あるいは通りすがりの方のお子さんの託児的な利用もちょっと考えられるのではないかと思いますけども、その発生した場合に対応するっていうのではちょっと遅いんじゃないでしょうか。その辺についてちょっと見解を伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） まずこの制度を利用する場合は、役所の方に届け出が必要となっておりますので、町外の方がいきなりこちらの施設を使うということではなくて、町外の役所の方に申請等されると思います。その上で町外の役所の方からこちらの方へ連絡が返って、いついつ使う予定だと、そういった連絡がなされていくものと考えているところです。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第12号、八峰町総合計画の策定に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） 議案第12号についてご説明いたします。

議案第12号、八峰町総合計画の策定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について。

八峰町総合計画の策定に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由でございます。八峰町総合計画の策定に伴い、関係条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

現行の第2次八峰町総合振興計画が令和7年度で終了となることから、新たに計画の策定に取り組んでまいりました。このたびの計画では、これまでの総合振興計画と、まち・ひと・しごと創生総合戦略、行政改革大綱も含めて一本化し、名称につきましても「八峰町総合計画」として取りまとめております。「総合振興計画」から「総合計画」と名称が新たまったことにより、関係する条例の条文を整理するものでございます。

このたび整理を提案する条例は、3つの条例の一部改正でございます。改正文の第1条では、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第

1中「振興」を削るものであります。第2条では、八峰町総合振興計画審議会条例の題名を「八峰町総合計画審議会条例」に改め、条文中から「振興」を削るものでございます。第3条では、八峰町総合振興計画策定条例の題名を「八峰町総合計画策定条例」に改め、条文中から「振興」を削るものでございます。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第13号、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） 議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

提案理由は、令和8年3月31日をもって男鹿地区消防一部事務組合及び湖東地区行政一部事務組合が解散することにより秋田県市町村総合事務組合を脱退すること並びに同年4月1日から男鹿潟上南秋消防組合が同総合事務組合に加入することに伴い、同総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、同総合事務組合規約を変更する必要があるため、規約の変更等に関する関係地方公共団体の協議について議会の議決を求めるものでございます。

次のページは規約の改正文でございます。

経緯についてご説明いたします。これまで、男鹿市は単独で、湖東地区と呼ばれる潟上市、八郎潟町、井川町、大潟村は共同で、それぞれ消防一部事務組合を設置し運営しておりましたが、今後、生産年齢人口の減少により構成市町村において非常に厳しい財政運営を余儀なくされることが予測されることから、消防広域化によって組織の効率化、活性化及び消防救急業務に係る行財政上の様々なスケールメリットを最大限に活用する必要があるとの共通認識のもと、任意協議会を設立し、消防広域化に向けた協議・調整を進めた結果、このたび協議が整ったことから、男鹿地区消防一部事務組合及び湖東地区行政一部事務組合を統合し、新たに男鹿潟上南秋消防組合を設置することとしたものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり

可決されました。

日程第15、議案第14号、八峰町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） 議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号 八峰町過疎地域持続的発展計画の策定について。

八峰町過疎地域持続的発展計画を策定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由でございます。八峰町過疎地域持続的発展計画を策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を必要とするためでございます。

次ページ以降に八峰町過疎地域持続発展計画を掲載しておりますが、概要についてご説明いたします。

過疎地域におきましては、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法に始まり、現在は第5次の時限立法となる過疎地域の持続発展の支援に関する特別法に基づき、総合的かつ計画的な過疎対策が講じられており、本町においても八峰町過疎地域持続的発展計画を策定し、過疎対策事業に取り組んでおります。

現行の八峰町過疎地域持続発展計画につきましては、計画期間が令和7年度で終了となることから、新たに令和8年度から令和12年度までの5年間の計画策定に取り組んでまいりました。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法につきましては、令和3年度から令和12年度まで10年間の時限立法であり、同特別措置法が掲げている事項、計画体系に変更がないことから、このたびの計画は現行の八峰町過疎地域持続的発展計画を踏襲しつつ、令和7年度までに終了した事業等は削除し、今後予定されている喫緊の施策や事業を追記するなど、時点の修正、更新により変更した内容としており、後半の期間に当たる計画として取りまとめております。

なお、過疎地域持続的発展計画につきましては、財政上の特別措置であります過疎対策事業債を活用するためには策定が必須となっている計画でございます。

変更箇所対照表を提出しておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願

いたします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。午後1時より質疑を行います。

午前11時56分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第14号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第15号、八峰町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） 議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号、八峰町総合計画基本構想の策定について。

八峰町総合計画基本構想の策定について、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由でございます。八峰町総合計画基本構想を策定することについて、八峰町総合計画策定条例第6条の規定に基づき、議会の議決を必要とするためでございます。

次のページをお開きください。

八峰町総合計画の基本構想を掲示しております。町ではこれまで、八峰町総合振興計画を作成し、将来の実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。現行の第2次八峰町総合計画が令和7年度で終了することから、新たに計画期間を令和8

年度から令和17年度までの10年間とした計画の策定に取り組んでまいりました。策定に当たっては、産業界をはじめ農林漁業、教育、金融、福祉関係、子育て世帯など幅広い分野、世代の代表の方々17名に委嘱状を交付するとともに、審議会を設置し、本年2月18日までの間に3回の審議会を開催しております。また、このたびの計画では、第2期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略も令和7年度で終了となることから、これまでの総合振興計画に、まち・ひと・しごと創生総合戦略、行政改革大綱も含めて一体化し、八峰町総合計画として取りまとめていただきました。

本議案は、そのうち基本構想の部分になっております。

2ページ目をご覧ください。

基本理念につきましては、「自然の力をまちの力に！八峰、新しい挑戦へ」を掲げております。新たに挑戦する視点については、「人・交通に関する挑戦」、「自然・観光に関する挑戦」、「稼ぐ力の強化に挑戦」の3つを掲げています。

3ページ目をご覧ください。

将来像につきましては、「誰もが安心して暮らせるまち」、「誰もが活躍して活気あふれるまち」、「誰もが幸せで笑顔あふれるまち」の3つを掲げています。

4ページをご覧ください。

基本構想の全体体系でございます。上段には、基本構想として基本理念と将来像を示しております。中段には、共通重点分野と重点施策として2ページにありました新たに挑戦する視点の内容を掲げております。下段には、基本理念、将来像を実現するための施策の大綱を掲げております。施策の大綱につきましては、3つの将来像をさらに取り組む施策ごとに6つの基本施策に分類し、掲げております。

5ページから9ページにつきましては、6つに分類しました施策の大綱ごとに基本施策や主な施策の内容を掲げております。

10ページをご覧ください。

ここでは、基本構想に基づいた計画の全体体系と施策の方向性をまとめた表を掲げております。この体系に従って基本計画が構成されております。

なお、八峰町総合計画（案）のほか、アンケート結果を提出しておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第16号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） 議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号、工事請負変更契約の締結について。

令和7年9月8日に締結した、旧埴川小学校解体工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1. 契約の目的 旧埴川小学校解体工事

2. 契約金額 変更前 1億2,309万円

変更後 1億3,188万3,400円

879万3,400円の増額でございます。

3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜高野々字高野々43-1

高田住宅工業株式会社 峰浜本店

本店長 金子 信

4. 支出項目 令和7年度一般会計

2款 総務費

1項 総務管理費

5目 財産管理費

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

このたびの契約変更の主な理由は、工事の過程において発生した瓦礫類及びガラス・陶器類が当初設計で見込んだ量を大幅に上回ったため、この処分に関する運搬費及び処分費が増加したためでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第17号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年1月22日に指名競争入札に付した、農地・農業用施設災害復旧事業 石黒水路復旧工について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 農地・農業用施設災害復旧事業 石黒水路復旧工
2. 契約金額 変更前 1億1,330万円  
変更後 1億3,272万6,000円
3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町八森字和田表121  
大森建設株式会社 八森本店  
本店長 大森啓正さん
4. 支出項目 令和7年度一般会計（事故繰越し）  
11款 災害復旧費  
2項 農林水産業施設災害復旧費  
2目 農地農業用施設災害復旧費

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由であります。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

説明資料をご覧ください。

変更内容としましては、箇所図③、赤で囲っている場所になります。水沢ダム下流の現場になりますが、現場の数量精査のほか、令和6年5月3日に想定外の水路の崩落が発生してございます。この時期はちょうど代かきの時期と重なったことから、昼夜を問わず緊急仮設工事として行った事業変更につきまして、県と協議を重ねてまいりましたが、今回県より了承を得ることができましたので、本定例会への提案となっております。

以上で議案第17号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第18号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号、工事請負変更契約の締結について。

令和7年1月14日に指名競争入札に付した、農地・農業用施設災害復旧工事 塙（家ノ下～二ノ倉）について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 農地・農業用施設災害復旧工事 塙（家ノ下～二ノ倉）

2. 契約金額 変更前 1億3,288万円  
変更後 1億3,471万4,800円

3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根141-1

株式会社 嶋田建設

代表取締役 太田治彦さんです。

4. 支出項目 令和7年度一般会計（事故繰越し）

11款 災害復旧費

2項 農林水産業施設災害復旧費

2目 農地農業用施設災害復旧費

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためであります。

変更理由でございます。先ほど箇所図でお示した、今回7番の地区、塙地区でござ

います。現場精査の結果から、田面からの土砂排除数量が約400立米増加したことによる変更となっております。

以上で議案第18号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第19号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年11月27日に指名競争入札に付した、農地・農業用施設災害復旧工事 塙（強坂塚～苗吉）について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 農地・農業用施設災害復旧工事 塙（強坂塚～苗吉）

2. 契約金額 変更前 5,533万円

変更後 5,514万3,000円

3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根141-1

株式会社 嶋田建設

代表取締役 太田治彦さんです。

4. 支 出 項 目 令和7年度一般会計（事故繰越し）

11款 災害復旧費

2 項 農林水産業施設災害復旧費

2 目 農地農業用施設災害復旧費

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

変更理由でございます。図面の⑨番、今度は緑色の2か所の部分、こちらも埜地区でございます。こちら、現場精査の結果、河川護岸との兼ね合いがあった箇所において、先行して行っておりました県の河川工事によりコンクリートの撤去が行われましたので、その数量を減として変更するものでございます。

以上で議案第19号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第20号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第20号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第13号）についてご説明いたします。

令和7年度八峰町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,785万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億6,837万5,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、繰越明許費の追加につきましては、「第2表 繰越明許費補正」のとおりでございます。

第3条、債務負担行為の追加につきましては、「第3表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

第4条、地方債の変更につきましては、「第4表 地方債補正」のとおりでございます。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

それでは、5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正でございますが、昨年8月の豪雨に伴う工事の遅れや県事業の繰り越しにより、年度内に完成が見込めない3つの事業について追加するものでございます。

6ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正でございますが、7年度中に契約手続きを進める必要があるものや、4月1日に業務開始や支払いが発生する、合計で14の事項について追加するものでございます。

次に、7ページをお開きください。

第4表、地方債補正でございますが、各事業の起債額が確定、あるいは確定見込みとなったことにより、合計で8つの事業について限度額を変更するものでございます。

11ページ・12ページをお開きください。

続きまして、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

このたびの補正は、歳入歳出ともに事業の完了や事業費の確定見込みに伴う減額が多

数でございますので、その説明は省略させていただいて、重要な増額と減額についてご説明いたします。

まず歳入についてですが、1款町税1項町民税は、主に米価上昇による所得の増加等により増収が見込まれるため、900万円を、次の2項固定資産税は、東北電力の送電鉄塔新設などの償却資産の増加により増収が見込まれるため、2,100万円を、それぞれ追加するものでございます。

11款地方交付税は、昨年12月下旬に普通交付税が追加で交付されたことから、1億1,798万円を追加するものでございます。

13ページ・14ページをお開きください。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金のうち2つ目の児童手当負担金（過年度分）は、令和6年度の精算に伴い、478万2,000円を追加するものでございます。

なお、次のページを開いていただいて一番上の16款県支出金にあります児童手当負担金（過年度分）も同じ理由でございます。

17ページ・18ページをお開きください。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、当初予算で収支不足分として1億8,000万円を取り崩すこととしておりましたが、普通交付税の追加交付や前年度繰越金の残金のほか、不用額の発生により令和7年度に必要な一般財源を確保できることから、収支不足対応分の全額を減額するものでございます。

次の20款繰越金は、前年度から繰越金の残額7,807万4,000円を追加するものでございます。

19ページ・20ページをお開きください。

21款諸収入3項3目商工費貸付金収入は、ハタハタの里観光事業株式会社に対する貸付金の返済期限を1年延長することとして、300万円を減額するものでございます。

なお、歳出においても、この貸付金を原資にした観光振興基金積立金300万円を減額しております。

22款町債のうち、一番下の8目災害復旧事業債2節公共土木施設災害復旧事業債でございますが、昨年8月に発生した豪雨災害で、9月に追加提案で予算措置した町道の修繕料について、交付税措置のある災害復旧事業債を充てることとし、910万円を追加するものでございます。

21ページ・22ページをお開きください。

続きまして、歳出をご説明いたします。

2款総務費1項ですが、一番下の7目電子計算費のうち13節使用料及び賃借料の次年度新規採用職員使用端末ライセンス購入費19万円と、次の23ページ・24ページを開いていただきまして、17節備品購入費のうち次年度新規採用職員使用端末購入費60万5,000円は、令和8年度の新規採用職員事務用パソコンの整備に必要な経費を追加するものでございます。

27ページ・28ページをお開きください。

真ん中ほどの3款民生費1項2目老人福祉費12節委託料は、除雪を依頼する利用者が増加したことにより、軽度生活援助事業委託料57万8,000円を追加するものでございます。

次の2項1目児童福祉総務費18節負担金、補助及び交付金は、町外の認定こども園に入園している子どもの施設給付費について、国の公定価格が改定されたことから、施設型給付費負担金17万3,000円を追加するものでございます。

29ページ・30ページをお開きください。

4款衛生費1項3目環境衛生費18節負担金、補助及び交付金のうち能代市斎場維持管理費負担金は、令和7年度の負担金が確定したことにより10万8,000円を追加するものでございます。

次に、6款農林水産業費1項1目農業委員会費1節報酬は、農地利用最適化交付金が確定したことにより、農業委員報酬92万5,000円を追加するものでございます。

次の3目農業振興費ですが、31ページ・32ページに移りまして、18節負担金、補助及び交付金のうち農業用廃プラスチック処理事業補助金は、利用実績が増加する見込みであることから37万円を追加するものでございます。

33ページ・34ページをお開きください。

一番下の7款商工費1項3目観光費18節負担金、補助及び交付金につきましては、町民の大館能代空港利用者が増加していることから、大館能代空港利用促進助成金20万円を追加するものでございます。

35ページ・36ページをお開きください。

中ほどの8目土木費5項1目住宅管理費10節需用費は、この冬の気温低下により公営住宅の電気温水器の修繕が掛かり増しとなり、修繕料に不足が見込まれることから、

171万9,000円を追加するものでございます。

39ページ・40ページをお開きください。

下の方になります。10款教育費5項5目八森文化交流施設管理費10節需用費は、文化ホール屋上の雨水を排水するドレーンに不具合があるほか、ステージ照明に故障箇所があるため、LED照明に交換することとし、その修繕料として156万8,000円を追加するものでございます。

41ページ・42ページをお開きください。

13款諸支出金2項1目財政調整基金費24節積立金は、歳入のところでも少しご説明しましたが、令和7年度の財政調整基金の収支不足分の取り崩しを全額取り止めることとしましたが、さらに積み立てる財源が生じたため、一般分として9,333万3,000円を追加するものでございます。その結果、財政調整基金の令和7年度末残高は、前年度末より、およそ3億5,000万円増加し、28億7,893万円となる見込みでございます。

次の2目減債基金費24節積立金は、歳入のところでも少しご説明しましたが、今年度、普通交付税が追加で交付され、その内訳に令和8年度の臨時財政対策債の元利償還金の交付税措置分が前倒しで交付されたものが含まれていることなどにより、減債基金積立金として5,204万8,000円を追加するもので、令和8年度に取り崩して公債費に充当するものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり

可決されました。

日程第22、議案第21号、令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第21号、令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,814万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

補正内容につきましては、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

6・7ページ目をお願いいたします。

8款1項1目1節前年度繰越金59万7,000円ではありますが、このたびの補正予算のための追加でございます。

続いて歳出、8・9ページ目になりますけれども、2款保険給付費1項介護サービス等諸費7目居宅介護福祉用具購入費18節1負担金、居宅介護福祉用具購入費負担金43万7,000円につきましては、要介護の方が居宅介護で使用する福祉用具購入費の町負担分ということになっております。

その下の2項介護予防サービス等諸費5目介護予防福祉用具購入費18節1負担金、介護予防福祉用具購入費負担金16万円につきましては、これは要支援の方が居宅介護で使用するための福祉用具購入費の町負担分となります。

どちらとも例年の平均を超過したため、このたび補正予算を計上するものでございます。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第21号について質疑を行います。質疑ありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第22号、令和7年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長(岡本勇人君) 議案第22号についてご説明いたします。

議案第22号、令和7年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)。

令和7年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ178万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,529万円とするものでございます。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

補正予算の内容につきましては、6ページ以降の事項別明細書に基づき、歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに歳入をご説明いたします。

6・7ページご覧ください。

1款財産収入1項財産運用収入につきましては、今年度の土地貸付収入が当初の予算計上額を上回る見込みとなりましたので、予算未計上分297万5,000円の追加補正でございませぬ。

2項財産売払収入につきましては、当初予算において立木売材収入及び土地売払収入

を見込んでおりましたが、実績がありませんでしたので、合わせて499万3,000円の減額補正でございます。

2款繰越金につきましては、令和6年度からの繰越金が360万2,456円と確定しましたので、予算未計上分20万2,000円の追加補正でございます。

3款諸収入につきましては、支障木伐採補償金3万2,000円の収入がありましたので、予算未計上分3万1,000円の追加補正でございます。

次に、歳出をご説明いたします。

8・9ページをご覧ください。

1款財産区管理会費1項総務管理費、2項財産管理費につきましては、歳入の補正に伴う各自治会の交付金として18節負担金、補助及び交付金を97万7,000円の減額補正でございます。

2款予備費につきましては、歳入歳出の総額の調整のため80万8,000円を減額補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第22号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第24、発議第1号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。石上事務局長。

○議会事務局長（石上義久君）

令和8年2月27日

八峰町議会議長 皆川鉄也様

提出者 八峰町議会議員 見上政子

賛成者 八峰町議会議員 奈良聡子

賛成者 八峰町議会議員 芦崎達美

賛成者 八峰町議会議員 須藤正人

予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由です。令和8年度八峰町一般会計、各特別会計予算及び各公営企業会計予算を集中的に審査するためであります。

次のページをご覧ください。

予算特別委員会の設置について。

予算特別委員会を次のとおり設置するものとする。

1. 名称 予算特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定によります。
3. 目的 次の議案について審査することを目的とする。
  - 議案第23号 令和8年度八峰町一般会計予算
  - 議案第24号 令和8年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
  - 議案第25号 令和8年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
  - 議案第26号 令和8年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
  - 議案第27号 令和8年度八峰町沢目財産区特別会計予算
  - 議案第28号 令和8年度八峰町営診療所特別会計予算
  - 議案第29号 令和8年度八峰町簡易水道事業会計予算
  - 議案第30号 令和8年度八峰町下水道事業会計予算
4. 設置の期間 令和8年2月27日から令和8年3月13日まで。
5. 委員の定数 11名
6. 予算審査に関する特別委員会分科会（各常任委員会）所管事項は、別紙のとおり

とし、総務民生分科会の所管事項として、1. 令和8年度八峰町一般会計予算のうち、総務課、防災町民課、財政課、企画政策課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所、議会事務局、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項。2. 次の令和8年度八峰町特別会計予算に関する事項として、①沢目財産区特別会計予算、②国民健康保険事業勘定特別会計予算、③介護保険事業勘定特別会計予算、④後期高齢者医療特別会計予算、⑤町営診療所特別会計予算。

教育産業建設分科会の所管事項として、1. 令和8年度八峰町一般会計予算のうち、農業委員会、建設課、商工観光課、農林水産課及び教育委員会の所管に関する事項。2. 次の令和8年度八峰町公営企業会計予算に関する事項として、①簡易水道事業会計予算、②下水道事業会計予算。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ただいま朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。当席から指名をいたします。

1 番笠原吉範君、2 番伊藤一八君、3 番奈良聡子さん、4 番芦崎達美君、5 番水木壽保君、6 番菊地 薫君、7 番腰山良悦君、8 番見上政子さん、9 番須藤正人君、10 番門脇直樹君、11 番山本優人君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議をいただきたいと思います。

午後 1時46分 休 憩

午後 1時47分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員長には6番菊地 薫君、副委員長には3番奈良聡子さんが互選されました。

日程第26、議案第23号、令和8年度八峰町一般会計予算を議題とします。

ただいま議題となっています議案第23号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号、令和8年度八峰町一般会計予算は、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第27、議案第24号、令和8年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第28、議案第25号、令和8年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第29、議案第26号、令和8年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第30、議案第27号、令和8年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第31、議案第28号、令和8年度八峰町当診療所特別会計予算、日程第32、議案第29号、令和8年度八峰町簡易水道事業会計予算、日程第33、議案第30号、令和8年度八峰町下水道事業会計予算については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号から議案第30号までは、一括して予算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第34、議案第31号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長(堀内満也君) 議案第31号、八峰町教育委員会委員の任命について。

八峰町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所 八峰町八森字椿、氏名 奈良麻子さんです。

本日提出、私でございます。

提案理由でございます。八峰町教育委員会委員の阿部昌子氏が令和8年6月12日で任期満了となることから、新たに奈良麻子氏を八峰町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、経歴は別途資料をご確認いただければと思います。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第31号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（皆川鉄也君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、8番見上政子さん、9番須藤正人君、10番門脇直樹君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（皆川鉄也君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（皆川鉄也君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 投票を終わります。

開票を行います。先ほどの立会人は、開票の立ち会いをお願いをいたします。

(開票)

○議長（皆川鉄也君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち賛成10票、有効投票のうち反対ゼロ票。反対のうち白票もゼロ票でございます。以下のとおり賛成が多数であります。したがって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（皆川鉄也君） 日程第35、議案第32号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第32号、八峰町沢目財産区管理委員の選任について。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 八峰町沢目目名潟字目名潟、氏名 柴田正高さんです。

本日提出、私でございます。

提案理由でございます。八峰町沢目財産区管理委員の柴田正高氏が令和8年3月31日で任期を迎えることから、関係地区に推薦を求めたところ柴田正高氏の推薦があり、管理委員として選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議

会の同意を求めるものでございます。

経歴等につきましては、別途資料をご確認いただきたいと思います。

すいません。先ほど住所のところ間違ったようでした。正しくは「八峰町峰浜目名潟  
字目名潟」でございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第32号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡  
易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに  
決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり  
同意することに決定しました。

日程第36、陳情第1号、「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡  
充を国に求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への  
付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員会への付託

を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この陳情書に対して反対をいたします。

現状1,200円台にやっとなったといいながら、さらにはまた1,500円まで増やすということになりますとですね、町内の企業の経済力ではとても追いつけない。まして、それが実行になるということになればですね、社員1人当たりの給料が上がるということはコストが増える。それによって人員が逆に減る、リストラというふうな状況を招くことになりますので、私はそういうことについて反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この陳情に賛成の討論を行います。

この陳情というのは中小企業と小規模事業者の支援を国に求めるということですので、これを否定するということは、国に求めないという考え方に繋がると思います。今、最低賃金が1,200円から1,500円、上げることによって、東京よりはまだまだ足りないんですけれども、東京の場合は保育所が足りないくらい、今もう過密状態になっていることです。で、やっぱり私の孫をはじめ、秋田工業を卒業して一番就職のいいところ、東京に行くんだということで張り切って出て行ってから3年になります。やはりもう秋田の方にはもう仕事が、給料が安くてとても住めないというこういう状態を、これ早く解消しないと、秋田県の各自治体もこれが自治体が成り立たなくなります。今、能代、東能代イオンに行っても、人がまばらです。購買能力がもう若い人たちにはありません。何としてもやっぱり地域活性化して、そして介護保険の負担を軽くする意味でも、とにかくこちらの方に戻ってきてほしいということが本音だと思います。

資料にも載ってますけれども、秋田県では1人当たり最大5万円の支援をしてますし、弘前市でも1人5万円、最大10万円ということで、各大きな、仙台市でもそうですけれども補助をしております。これを各、大型の市だけの負担ではなくて、これを国に求めて、そして地域を活性させる。これが国に求める最大の要望ではないかと思しますので、是非皆さん賛同していただいて、国の方に意見書を提出していただけないでしょうかと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 私は反対の立場で討論いたします。

確かに今言われましたように、中小企業等々の支援をね、これを充実して最低賃金を

アップする、そういう考えも分かります。ただ、あまりにもその1,500円という額がですね、非常にまあ1.5倍ですよ、今からすれば。それを支援していただけるような国の制度、私はそうそう考えられない、そういう思いがございます。私も経営者の一人としてですね、まあ文言はこう書いておりますけれども、額のこの大幅なアップを考えれば、正に支援策以上に経営成り立たない、このように捉えるところから、この陳情には反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第1号、「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書」の採択を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

次回本会議は、3月10日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会いたします。お疲れ様でございました。

---

午後 2時07分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆川鉄也

同署名議員 4番 芦崎達美

同署名議員 6番 菊地 薫

同署名議員 7番 腰山良悦

令和8年3月八峰町議会定例会会議録（第2日）

令和8年3月10日（火曜日）

議事日程第2号

令和8年3月10日（火曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 日程の追加について

第3 一般質問

追加日程第1 陳情第9号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書

出席議員（11人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	6番 菊地薫	7番 腰山良悦
8番 見上政子	9番 須藤正人	10番 門脇直樹
11番 山本優人	12番 皆川鉄也	

欠席議員（1人）

5番 水木壽保

説明のため出席した者

町長 堀内満也	副町長 田村正
教育長 鈴木洋一	総務課長 岡本勇人
財政課長 堀内敬文	企画政策課長 高杉泰治
建設課長 浅田善孝	防災町民課長 工藤善美
農林水産課長 堀内和人	商工観光課長 成田拓也
税務会計課長 今井利宏	福祉保健課長 菊地俊平
教育次長 山本節雄	学校教育課長 山本望
生涯学習課長 鈴木美由紀	農業委員会事務局長 内山直光

議会事務局職員出席者

議会事務局長 石 上 義 久 議会事務局庶務係長 須 藤 佳 奈 子

---

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

たくさんの傍聴者の方々、ありがとうございます。最後までよろしく願いをいたします。

5番水木壽保君から、入院治療のため欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、8番見上政子さん、9番須藤正人君、10番門脇直樹君の3名を指名します。

日程第2、日程の追加についてを議題とします。

総務民生常任委員会に付託中の陳情第9号の審査結果について報告を求められております。そのため、日程の追加については議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会副委員長より報告願います。見上議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（見上政子君） おはようございます。議会運営委員会副委員長の見上でございます。

ご報告を申し上げます。

本定例会において総務民生常任委員会に付託となっております陳情第9号について、菊地委員長より審査の結果について報告したいとの申し出があったことから、本日、議長同席のもとで議会運営委員会を開催し、本日の日程に追加することといたしましたので、ご報告いたします。

なお、陳情について、採択となった場合は意見書提出の発議を最終日に追加することになりますので、併せてご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。ただいま議会運営委員会副委員長の報告のとおり、陳情第9号を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） おはようございます。

傍聴者の皆様には、朝早くからたくさんおいでいただき、ありがとうございます。最近になくたくさんの傍聴者がいらっしゃるの、いささか緊張しておりますが、最後までよろしく願いをいたします。

議席番号1番笠原吉範、通告に従いまして一般質問を行います。

本日は、ハタハタ館の「指定管理料の増額」と「指定管理者の公募」についての質問であります。

先月20日の議会全員協議会において、ハタハタ館の指定管理料の増額案が示され、翌日の新聞報道で大きく取り上げられました。それを見た複数の町民の皆様から、「ハタハタ館は大丈夫なのか。」、「ハタハタ館はなくなるのか。」などの心配する声が寄せられました。このことから、新聞報道や議会だよりを通じて県民の皆様にはハタハタ館の現状や今後のあり方などを理解してもらえるよう、一般質問を行うものです。

商工観光課の要望により、2月9日、教育産業建設常任委員会が開催され、「指定管理料の増額」と「指定管理者の公募」についての説明がありました。それを受け、委員会では「当初予算での3,500万円から5,000万円への増額は認められない。」との結論を得ました。

しかし、2月20日の議会全員協議会において、当局は何の改善案も示さぬまま、増額ありきの説明を繰り返すばかりで、委員会軽視と言わざるを得ません。

また、令和7年1月20日の議会全員協議会において、須藤議員の「ハタハタ館の改善計画を3年、4年かけて進めていき、改善されなかった場合は大きな決断ができるか。」という問いに対して、町長は「3年先、4年先は見えていない。令和7年度が勝負だと思っている。達成できなければ、その時点で解散になると思う。」と答弁しています。この発言についての見解を伺います。

「指定管理者の公募」については、築32年と老朽化が進み、現在の経営状況では手を挙げる企業を見つけることは厳しいと考えます。同業の大手企業などに直接出向くなど

の営業努力が必要と考えます。

新たな指定管理者をどのように公募していくのか。また、公募しても手を挙げる企業がいなかった場合、令和9年度のハタハタ館をどうするつもりなのか、お伺いいたします。

以上、よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。笠原議員のご質問にお答えします。

ハタハタ館の今後のあり方についてであります。

第三セクターが運営する観光施設については、コロナ禍での債務超過に加え、近年は人手不足や物価高騰等の影響もあり、全国的に解散や統合が相次いでおり、県内においても、この数年で複数の施設が営業を終了しております。

ハタハタ館についても、平成29年度以降、電気料金の高騰や人件費の上昇等により業績の悪化が続いており、令和4年度以降は、指定管理料を3,500万円に引き上げたものの、販管費率の上昇や売上げの減少に歯止めがかからず、令和8年1月末時点での累積赤字は1億3,000万円を超えるなど、依然厳しい経営状況が続いております。

会社としては、令和7年度を「勝負の一年」と位置づけ、今年度は、入浴料金の見直しやイベントの開催、営業強化による飲食部門の立て直し、リバースオークションによる電気料金の削減等に取り組んでおり、飲食部門については、前年に比べ345万円の増、電気料金については530万円の削減となる見込みとなっております。

また、宿泊部門については、令和6年度の稼働率には及ばないものの、高水準で推移しており、特に、この2月、3月は、宿泊助成事業の影響もあり、昨年と同期間と比べ宿泊者数が250人以上増加するなど、過去2番目に高い宿泊実績となる見込みであります。

さらに、JR東日本との連携事業にも力を入れており、今年度もハタハタ館を会場に、トレッキングと温泉を組み合わせた散策イベントや、ヨガを主体としたウェルネスツーリズム、直近では1月24日に山本酒造店主催の日本酒イベントが開催されるなど、五能線とハタハタ館を起点とした複数の事業を展開しております。

加えて、今年度は、総務省・経営財務マネジメント強化事業を活用し、第三セクターの経営に精通している公認会計士・世羅 徹氏を招聘し、計5回にわたり従業員や町職

員と意見交換等を行い、現状分析と課題解決に向けた取り組み、目指すべき姿などを確認し、2月27日付けで、今後の指針となる「経営戦略」として取りまとめを行ったところであります。

しかしながら、レストランや宴会を中心とする飲食部門については、今年度の取り組みにより一定の改善はみられたものの、最盛期であった平成24年に比べると、売上げは当時の3割程度にとどまっており、このことが慢性的な赤字から脱却できない要因の一つとなっております。

また、この10年間で能代市山本郡内の人口が約2万人減少したことを鑑みると、圏域内の人口に左右される飲食部門を当時の水準に戻すことは難しい課題であり、今後の対策としては、人口減少の影響が少なく、かつ利益率の高い宿泊部門での売上げの上積みや、新たな収入源の創出が必要となっております。

さらに、今回のマネジメント事業でも示されたとおり、第三セクターの運営において、温泉部門は指定管理料で補うべき性質の「非収益事業」に該当することから、今後も温泉部門での収益化は難しいものと考えております。

加えて、従業員不足も深刻であり、特に、管理職クラスの人材が不足していることが経営体制の脆弱さに繋がっているため、人員の再配置や幹部職員の確保、不採算部門の整理・集約等も含めた抜本的な見直しが急務となっております。

今後、会社といたしましては、観光庁の補助事業を活用して開発した東京ステーションホテル監修による新メニューの提供を4月から開始するとともに、飲食部門の原価率改善に取り組んでいくことで、売上げと収益性の向上に努めていくこととしております。

また、宿泊部門については、閑散期の打開策として宿泊料金の見直しや特別プランの設定等を行うとともに、新年度も継続して実施する宿泊助成事業との相乗効果により、より多くのリピーターを獲得できるよう、営業活動やSNS等を活用した情報発信に取り組んでいくこととしております。

さらに、経営体制の強化については、管理職クラスの人材不足は否めないものの、マネジメント事業で示された経営理念「人を大切にし、くつろぎと笑顔、感謝がめぐる宿」の共通認識を持つことや各種研修等を通じて、従業員の意識改革を促し、会社全体の組織力が向上されるよう、取り組みを推進していくこととしております。

一方、町では、今回5,000万円の指定管理料を予算計上しましたが、町の厳しい財政状況を踏まえつつ、適切に積算したものであります。

今後、投下資金が無駄なく、かつ効率的に活用されるよう、令和9年度以降の事業者選定については、同業種に関して深い知見を持つ民間事業者の参入を促すため、公募により事業者を決定したいと考えております。

既に、アポイントを取った複数の事業者からは、部屋数の少なさ等を理由に対応できないとの連絡があり、議員ご指摘のとおり、公募による民間事業者の参入は相当にハードルが高いものと覚悟しておりますので、まずは提案に応じてくれる事業者を確保できるよう、企業懇談会や企業訪問など、様々な機会を通じて交渉していきたいと考えております。

この1年間、「飲食部門の立て直し」、「電気料金の削減」、「適正価格の維持」を三本柱にハタハタ館の再建に取り組んできたところではありますが、結果的に全体の数値目標をクリアするには至らなかったものの、部門ごとにみれば、消費低迷期の社会情勢の中で一定の改善が図られたものと分析しております。

いずれにしましても、ハタハタ館の経営等について様々な意見があることは十分に承知しておりますが、同施設は、本町における観光振興の拠点であると同時に、体験センター利用者への食事・入浴の提供や在宅高齢者向けの配食サービス事業の受託など、一般的な宿泊・観光施設とは異なる性質を持つ公共性・公益性の高い施設であることから、引き続き経営の健全化に注力しつつ、同施設の設置目的である観光振興と住民の健康・福祉の増進が両立されるよう、様々な関係者と連携・協力しながら、再建、存続に向けた取り組みを推進してまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、再質問ありませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） まず、通告した質問に答えていただけなかったもので、もう一度質問をいたしたいと思えます。

令和7年1月20日の全員協議会です。ここに議事録が残っております。正確を期すためにちょっと朗読をいたしたいと思えます。

須藤議員です。「この改善計画を進めていく。いいと思えます。やってください。ただ、これが改善しなければ、ハタハタ館が改善しなければもう泥沼ですよ。ですから、この改善計画を例えば3年進めていく、4年で進めていく、そしてハタハタ館が改善されない。そうなった時の重大な決断ができるかどうか、それを聞きたいんです。」

それに対して町長は、「3年先、4年先は見ておりません。もう令和7年度が勝負だ

と思っていますんで、これで達成ができなければ当然借金を返せませんので、その時点で解散というようなことになろうかと思えます。」

これが議事録です。これに対する見解をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど笠原議員からもあったとおり、借金が返されなければ解散ということでございます。一般的な企業としては、銀行からお金を借りていて、そしてそれが返せなければ倒産、あるいは、こういった組織であれば解散というようなことになろうかと思えますので、そういった趣旨でそのような発言をさせていただきました。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 町長もそうですが、担当課長も指定管理料の1,500万円の増額の説明で、人口減とかコロナとか燃料費高騰とかと言ってますけども、それが赤字になる理由であれば、民間の企業みんな潰れてますよね。なぜハタハタ館だけがそれを理由にするんですか、売上げが上がらないこと。私は不思議でなりません。町内のこういう個人業者でも、飲食店であろうが宿泊業者だろうが、潰れてませんよね。この違いは何なんでしょうかね。

で、1,500万円と軽く言いますが、1,500万円ってどのくらいお金か分かりますか。能代山本の中小企業に勤めてるお父さんが、3年働いてももらえるか、もらえないかというお金ですよ。軽々しく増額必要だなんて言ってほしくないと思います。見解をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけども、当該施設はやはり公共性・公益性の高い施設でございます。そういったところをご理解いただき、当然ながら、議員ご指摘のとおり1,500万円は決して安い額とは思っておりません。その上で、今回5,000万円をしっかりと積算の上で提案しているところでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） ここにですね、令和4年12月5日の全員協議会の資料がございま

す。これは当時、前町長のことですので、担当課長にちょっと伺いたいと思います。

この時はですね、指定管理料を3,500万円にさせていただきたいという当局の提案で開かれた議会全員協議会でございます。ここに3,500万円にする資料が載っているんですが、「指定管理料は基本的に5年同額とする。」って書いてるんですよ。まだ5年経ってないんですね。これについて担当課長の見解を伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの笠原議員のご質問にお答えいたします。

当時、5年間の同額というふうに申し上げた内容につきましては、その後の想定できない様々な状況が生まれたことで増額がやむを得なくなったといったことでご了承いただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 様々な理由というのはどういうことでしょうか。詳しくお知らせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

町としては、ハタハタ館の経営につきまして様々協力した部分、支援した部分ありましたけれども、人口の減少とか、それから物価高騰、そういった人件費、様々経済状況、社会情勢も変わってきた部分、売上げがなかなか厳しい状況が生まれたところがそういった部分にあると思っております。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 先ほども言いましたけど、人口減少とかコロナとか理由にならないんですよ。実際そういうのを努力で売上げ上げてる企業があるんですから。まずはですね5年間3,500万円でいってここに書いてるんですから、3,500万円でいって、努力をして、何ともならなかったら補正で対応するというやり方が筋なんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 笠原議員がご指摘の、この全員協議会の資料、私も見ているところでございます。確かに、指定管理料は基本的に5年間同額とするというふうに書いて

おります。そしてまたその下に、「中間年度に指定管理料の妥当性について検証するほか、不測の事態により経営に与える影響が多大な場合は、随時対応する。」というふうに記載しているところでございます。この文言を取って今回の、先ほど、今課長が言いましたけども物価高騰等、こういった影響が非常に高かったということで、今回積算した上で5,000万円を指定管理料として計上したところでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 今、その指定管理料の増額については、言ったり来たりしててもらち明きませんので、次に行きたいと思います。ただ、修正動議が最終日に出ると思いますので、それが通るか通らないか私も分かりませんが、そういうことですのでお願いをいたしたいと思います。

指定管理者の公募についてですが、公募して営業活動をしても見つからない。令和9年度から受けてくれるところがない。そういった場合にはどうするつもりなのかを伺いたしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） これも前回の全員協議会でお示したところでございますけれども、ここにはですね交渉が不成立の場合のところもありますけれども、いずれ、まあこれは会社側の判断になるので、なかなかここでは申し上げづらいところではありますけれども、ほかの民間プラス、ハタハタの里事業株式会社もこれには手を挙げるんでないかというふうに期待しているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 公募しても手を挙げる業者がなかった場合ですね、飲食部分と温泉の部分とですね町直営にするという考え方もあるかとは思いますが、その辺についての見解をお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 当然ながら、この資料にもですね「直営」という文字は当然ながらあるわけでございますけれども、おそらく飲食はなかなか町、行政が運営するっていうのはなかなか難しいのかなと思ってますし、また、ほかの市・町の状況を見ますと、町営でやった温泉施設ありますけれども、かなり経営状況も厳しいというようなところ

も聞いておりますので、そこあたりはそういった研究を含めながら検討していかなきゃいけないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） 1 番議員、ほかに再質問ございませんか。1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） 間もなく令和 8 年度が始まっていくわけですけども、ちょっと小耳に挟みましたが、幹部職員がいなくなるという話も聞きました。非常に令和 8 年度の行方が不安であります。誰がどのように従業員を教育していくのか。誰が経営の責任を持つのか。全然分からないような状況だと思うんですけども、その辺についてはいかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

○町長（堀内満也君） 議長、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前 10 時 25 分 休 憩

.....  
午前 10 時 26 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

町長としての立場で回答をお願いします。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほどの答弁でも少し触れましたけれども、やはり幹部職員の不足っていうところもかなり影響があるかというふうに思っております。そういったところをやはり会社の取締役会等を通じてですね、そうしたところをしっかりと改善していくように求めていくよう、我々からもしっかりと伝えていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 1 番議員、ほかに再質問ありませんか。1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） まず、町長として答弁いただいたわけですけども、やはりですね、私は宴会とかその他でハタハタ館行くわけですけども、やはりちょっとですね、町長がいる場合はいいんですが、町長がいる場合といない場合では、もう職員の対応がまるっきり違うんですよ。というのは、先月ですね、ちょっとある会があって、七、八人でしたけどもハタハタ館で宴会やりましたけども、6 時から始まってですね 7 時半にお酒のおかわり欲しくてもですね、2 階の厨房が暗くて誰もいないんですよ。下まで呼びに行くというような状況だったんです。2 時間で終わりますから、宴会というのは。もう誰

か一人か二人張り付いてなきやいけないはずなんですよ。そういう意味ではですね、まるっきりその従業員の教育がなっていないというふうに思います。ですから、町長はなかなか、社長とはいえ、たびたび足を運ぶことは難しいと思いますので、やはりですね職員を教育できるような、そういう人がいなければですね、まず回っていかないですよ。まあ町長とか副町長とか町当局がいれば、緊張してそういうことはないんでしょうけども、我々一般が行くとですね、そんな感じなんです、実際は。誰か、私は前から話してるんですけども、民間から優秀な人をですね高い給与払ってもいいから連れてこなければ、もう持ちませんよ。1,000万円給料くれてやったって、5,000万円の売上げ上げてくれればいいわけですから。そういう思い切った改革が必要だと思います。いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） そういった指摘は何度も議員の方からもいただいているところがございます。いずれそうした粗相がないよう、失礼がないようにですね、やはり社内教育というのは大変重要な話だというふうに思っております。私も町長という立場でございますけれども、しっかりと株主としてですね、そういったところ会社側に伝えていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに再質問ありませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） これで最後にしたいと思いますが、今、私が縷々申し上げたこと、指定管理料は最終日までどうなるか分かりませんが、まず与えられた中で精いっぱい努力をしていただきたいということ、そして何よりもやっぱりですね、売上げが上がらないことをコロナとか人口減のせいにしてるうちは駄目ですので、商売として。それは肝に銘じていただきたいと思います。担当課長も町長も肝に銘じていただきたいということを申し上げて終わりにします。答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） これで1番議員の一般質問を終わります。

次に、9番議員の一般質問を許します。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 職員以外の傍聴者の皆様、今日は本当にご苦勞様でございました。一生懸命、一般質問をさせていただきます。

御所の台エリアの再構築構想についてお伺いをいたします。

この構想は、前町長が発案した構想であります。国際航業からプランをいただいて、

そしてこの事業を進めていこうということでやってきましたが、まあこの事業は交流人口を増やして、そして八峰町の観光振興に繋げていこうというような事業であります。

昨年7月に、この国際航業で出した概算を含めた説明がありました。ハタハタ館の改修に1億6,000万円、外壁工事ですね。そして既存の施設の改修に、これもまた1億6,000万円。委託料に6,400万円。道の駅の新設に1億1,600万円。5億円のお金がかかるんですね。いや、これからやろうとすればもっとかかるでしょう。七、八億円かかるのではないかというふうに言われております。この八峰町の財源の中で、このお金を予算を立ててですね、この事業を進めていくというのは、もう失敗は許されない、大変先行きが厳しい、そういう事業であります。

令和七、八年度をかけて、このプランを自前で作成するという事になっておりますが、令和八年度の施政方針の中で、町長は、このことに対しては一切触れていないんですね。この事業をこういう過程でプランを立てて進めていくということが一切ありませんでした。それで令和八年度中にはこの構想をまとめると言っているんですね。果たしてその構想が、この状態の中でできるのか。知見を求めるコンサルタントの予算もない。ワークショップの策定委員会の予算も入っておりません。入っていないから予算説明もないわけです。どうするんですかね。

今、笠原議員のハタハタ館の問題がございました。大変な経営危機に面しております。私はこの構想を進めるのであれば、やはりハタハタ館が核になるのではないかというふうに思っております。ハタハタ館が核になって、そしてこの周辺にですね、いろんな施設を、民間の力を活用しながらいろんな施設を設けていく。そしてにぎわいを醸成していくというような、そういう事業であると思いますが、今のこのハタハタ館の問題を考えると、到底核とはなれない、そういう状態が続いております。

私は町長に言いたいんです。このまま進めて、この大きなお金をかけてですね進んでいっても、やがては旧サンタランドのように、岩崎村のサンタランドのようになってしまう。椿山のようにしてしまうのでないか。そうなるのではないか、非常に危機感を持っております。はっきり言って、私はこの事業はやめた方がいい。ここで一旦立ち止まってですね、社会情勢、人口の動向、そして八峰町の財政、そういうものを考えていきながら、まあ将来そういうものがよくなった時にですね、もう一回プランを立ててやっていく。今このまま進んでいってもですね、私は絶対失敗する。人は集まらない。そして民間もですね、この事業には参入しない。そう思っております。

2月にワークショップを開催しております。町長はその中で、ようやくスタートすることができたと言っているんです。果たしてスタートしてますかね。1年経ってもスタートはしてないと思います。そしてこのワークショップ、まだその昨年2月に開催したきり2回目も開催しておりません。本当に町長がこの事業に対してやる気があるのかどうか見えないんです。どうかこの事業をですね、もう一回立ち止まって、そして考え直してですね、いただきたい、それが私の思いであります。大きなお金がかかります。八峰町の財政にとっては大変な負担になります。どうかもう一度考えてほしいというのが私の考え方です。町長のご意見をお伺いします。

終わります。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 須藤議員のご質問にお答えいたします。

御所の台エリア再構築構想についてであります。

本構想は、令和5年6月、ハタハタ館やあきた白神駅、オートキャンプ場等が整備されている、御所の台地区の複合観光エリアの再構築を目指すために策定されたものであります。

当初は、舵取り役となる民間事業者の参入を促し、その事業者よりエリア全体の詳細プランが作成されることを期待しておりましたが、令和6年以降、複数の事業者と意見交換や現場視察等を行ったものの、事業者から合意に至るような提案がなかったため、昨年7月の議員懇談会でもお示ししたとおり、現在は町単独でも実施できるものから、順次取り組みを進めているところであります。

また、直営版・未来ビジョン策定にあたり、「道の駅の移転に係る経費試算に関すること」や「御所の台オートキャンプ場の改修に関すること」、「ハタハタ館の飲食部門の強化に関すること」など、6項目を早期に整理する優先事項として掲げており、その中には、本構想の実現には欠かせない白神山地の活用に関連した取り組みについても明記しております。

町では、このうち、4項目については今年度から事業に着手しており、観光庁の地域観光魅力向上事業等を活用した「新メニューの開発」や「ツアー商品の造成・販売」、県の森林環境整備事業を活用した「散策路の整備」等に取り組んでおり、新年度においても関係予算の一部を予算計上しております。

また、昨年2月には、地域資源を活用したまちづくりに定評のある株式会社チームネットの甲斐徹郎氏を講師に招き、「御所の台をエントランスとしたまちづくり」をテーマにしたワークショップを開催し、商工会や地元事業者、住民の代表者など、多様な関係者が一堂に会し、本構想のあり方について意見交換等を行ったところであります。

しかしながら、民間事業者参入の見通しが立っていないことや、費用対効果を勘案した場合の道の駅移転の是非など、本構想の実現に向けては様々な課題があります。

今後、町といたしましては、当町沖の洋上風力発電事業者やその関連会社、首都圏等で開催される企業誘致懇談会等を通じて、本構想に賛同し、連携して取り組んでいただける民間事業者の確保に努めるとともに、総務省のマネジメント事業等を活用し、観光地の再開発等に精通した専門家の招聘等についても検討を進めてまいります。

また、優先事項については、令和8年度は、留山散策路の整備が最終年となるほか、アウトドアエリアの整備についても、現在、国事業の申請を予定しており、詳細については、採択後に改めて事業提案したいと考えております。

さらに、今年9月には、アウトドアエリア周辺を会場に、秋田県、青森県、深浦町、モンベルとの官民連携事業となる、白神山地の魅力をアクティビティ体験で発信する「SEA TO SUMMIT」が予定されており、本企画を通じて同エリアのソフト面での活用についても検討を進めてまいります。

加えて、本構想に関する話し合いの中で再三議論されている道の駅はちもりの移転については、令和5年6月時点で移転にかかる費用が約5億円と試算されており、町の財政状況を踏まえると、資金調達に一定の目処がついてから進めるべき案件であると考えております。

いずれにしましても、本構想の全体像を描くにはもう少し時間を要するものと考えておりますが、引き続き、北東北を代表する観光拠点を目指し、私自身、アンテナを高く張りつつ、各方面の関係者に働きかけながら事業を進めてまいります。

なお、未来ビジョンの策定については、現在、優先事項について順次取り組みを進めており、令和8年度中には、実行性・実現性の高い短中期的な計画として取りまとめたいたいと考えております。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 9番議員、再質問ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 国際航業で出した概算金、これは5億円かかる。そしてまた基本

的なこの構想、基本的なものだけやってもですね5億円かかる。5億円近くかかるんですね。ほとんど5億円。だからそういうハードな事業をやって5億円。そしてソフトとか、まあハードなりますかね、散策路を造る、そういうものを整備してもですね5億円かかるという概算が出てるんですよ。やっぱり大きなお金がかかっていくんですね。そして民間の活力を活用するというのも、今の時点ではままならない。そうなるんですね、やはりこれはもう今言ったように基本的な部分だけを少しずつやっていると、そして例えば建設、建物ですね、そういうものはもうやめてですね、ハタハタ館の外壁の改修もやめて、既存の、ハタハタ館の内部の既存の整備もやめて、そういうふうな形にはできないんですかね。

まあ今、トイレの道の駅の新設ももう少し考えてみたいということがありました。前には配置の問題もあるから、道の駅だけは持ってこれないというようなことも町長は言っておりました。これはですね、やはりそういうお金のかかるハードの部分をやっぴりもう少し時間をかけてみると。そして、その今年度中に作るプランもですね、やはりそういうものを抜いた形のプラン、そういうものを作っていただきたいと思うんです。町長どう思いますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員ご指摘のとおり、町の財政状況も非常に厳しい状況でございますし、そしてまたご指摘のとおり、道の駅の移転だけでも相当な額がかかるところでございます。いろんな国の補助だったり、県からの支援なんかを受けながらですね、そういった町の持ち出しはなるべく少なくしようというふうにしても、それでも相当な額がかかることは間違いございません。そしてまた我々が進めておりました各民間事業者と協力につきましても、先ほど答弁したとおりですね、なかなか進んでいないという状況を踏まえますと、我々がイメージしたものはなかなかこうすぐにできるというような状況にはございませんけれども、まずは今、町の財源を少なくともですね、少ない額でありますけれども、それを少しでも活用しながら、できる範囲のことをやっていこうということで、この町直営版のビジョンを作ることとしているところでございます。

先ほど答弁で申し上げましたとおり、その一部につきましては既に今年度進めているところでございますし、新年度はですね大きな予算はつけていない状況ではありますけれども、今、国の方の事業にですね手を挙げて、採択された暁にはですね改めて議員の皆様にとしっかりと内容を説明したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 国際航業のこのプランを我々に説明した時ですね、もう財源は起債と一般財源、これしかないんだと、補助金はないと、ゼロになってますね。そういう状態なんですよ。全部が町の負担になってくるわけですね。そうなるとですね、今、町長が話したように、やはり今後の八峰町の財政を考えた時にですね非常に厳しいものになってくるというふうに考えるわけです。ですから、もういろんなものはやめてほしいんですよ。やめてほしい、今の段階では。進んでほしくない。このプランをですね今年度中に、この再構想構想を、プランを立てる時にですね、やはり今の財源で、八峰町の財源でできる、本当のできるものだけをですね進んでいって、大きなプランというのは私は作る必要がないのではないかと。

道の駅もですね新設するのではなくて、もう少し我慢してもいいような気がします。そして人口の動向とか社会情勢、八峰町のもちろん予算、それを協議してですね、このプランを立てていくと、そういう形に持って行ってほしい。でないと私は、ここをですね思い切り開発してもですね、お金をかけ開発しても、到底人が集まってくると思えない。どうでしょう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど来、議員の方から出ております国際航業の成果品、あれは確かゾーニングをしっかりと作らせていただきました。1,000万円ほどかかった事業でございますけれども、私、それを全て諦めたわけではなくて、その中でも町で今できる部分をやっというところで、今、この町版のビジョンを作っているところでございます。国際航業で作ったゾーニング、あれを全て実現するとなると、やはり冒頭申し上げましたとおり、民間事業者の資金力が非常に不可欠でございます。現状ではそういった協力事業者が現時点にはおりませんので、まずはですね、先ほど申し上げましたとおり町でできるところを少しずつ進めながら、まあその進めていく上でですね新たに民間事業者の協力が得られるようなタイミングがあればですね、改めてゾーニングが実現できるような取り組みをしっかりと進めていきたいなと思っております。

現時点については、議員おっしゃるとおり、そういった事業者がおりませんので、繰り返しになりますけれども、町でできることを少しずつ進めていこうということでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 9番議員、再質問ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） まあ令和8年度中、新年度中に、このプランをですね策定するということであります。そして、新年度中ですから来年の3月いっぱいまであるわけですが、その中でですねプランをしっかりと、今現在できる、なり得るものをですねプランを立てて我々に説明をしてほしい、そう思います。

○議長（皆川鉄也君） 答弁必要ですか。

○9番（須藤正人君） いいです。

○議長（皆川鉄也君） これで9番議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。11時より再開いたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 傍聴者の皆さん、ご苦勞様です。

7番腰山良悦です。通告によりまして質問させていただきます。

1問目であります。農林漁業・観光振興について伺います。

今後、農林漁業を取り巻く環境は、物価高騰、高齢化、後継者問題などにより厳しい状況になってくると考えられます。生産性の向上を図り、安定した収入により若者が定着できるような環境づくりが必要と考えます。

町では、これまでの支援策に加え、今後新たにどのような支援でもって振興を図る考えがあるのか伺います。

2点目に、町の農林水産物を有効活用し、飲食店、宿泊、観光施設等と連携することで、観光に繋がる取り組みを考えないか伺います。

次に、2問目であります。空き家対策について伺います。

1点目に、現在の空き家の数はどのようになっているのか。

2点目、住民が相談に伺った場合、窓口でどのように助言・対応されているのか伺います。

3点目であります。空き家バンク、解体補助金以外の支援も考え、空き家問題を解消

する考えはないか伺います。

4点目であります。一連の業務を代行する民間業者と連携し、空き家の解消を図る考えはないか伺います。

3問目であります。高齢者対策について伺います。

後期高齢者の一人暮らし、二人暮らしの世帯数はどのようになっていますか伺います。

2点目、介護認定を受けていない、自宅で過ごしている高齢者への生活支援の現状はどのようになっているか伺います。

次、3点目であります。今後、安く入居できる、共同生活できる集合住宅を整備する考えはないか伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 腰山議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、農林水産業の振興策についてであります。

ご承知のとおり、農林水産業は町の基幹産業であり、これまでも農機具購入費の支援やきのこと栽培農家への支援、杉の植栽・下刈に対する支援、漁具購入費の支援など多くの支援を行ってきたところであります。

一方で、町の人口は加速度的に減少しており、農林水産業従事者についても担い手の不足が顕在化してきております。

このため、町では作業効率が重要と考え、国や県と連携したスマート農業に対応した機械の導入支援や、ほ場の区画拡大を目的とした事業を推進しております。

また、地球温暖化等の影響により海の環境も変化し、特産品であるハタハタが不漁となるなど、これまで獲れていた魚種が様変わりしており、今後は作り育てる漁業が重要と考え、岩館漁港の静穏域の整備や藻場の再生事業等に取り組んでいるところであります。

今後は、農業再生協議会において新たな振興作物について議論いただき、例えば干し芋などの試作に取り組むなど、新たな町ブランドの返礼品等の開発に着手し、町の農林水産業の振興に取り組んでまいります。

次に、農林水産物を有効活用した観光振興についてであります。

本町は、日本海と白神山地に囲まれ、自然環境に恵まれた立地条件にあり、新鮮な魚介類が水揚げされるほか、多種多様な農産物が生産されるなど、本町は食材の宝庫であります。

こうした中、町では今年度、地域食材を活用した新たな食メニュー開発事業を行っており、東京ステーションホテルの総料理長と副総料理長からご協力をいただき、町内産の椎茸を丸ごと使った白神メンチカツや峰浜梨の特製だれをかけたローストビーフ丼など、5品の新メニューが完成したところであります。これら新メニューの発表・交流会には、町内の飲食等の事業者にも参画いただき、地元食材を活用した新メニューづくりの機運の醸成を図ったところであります。

さらに、例年8月に行われているアワビの里づくり祭りには、県内外から多くの方が訪れており、アワビの稚貝の放流体験と海産物のバーベキューを組み合わせた町を代表するイベントとして、にぎわいの創出と交流人口の拡大に寄与しているところであります。

しかしながら、地域食材の活用については、昨今の物価高騰等により町内飲食店での利用に繋がりにくい状況があるものと考えており、今後は、現行の補助事業等を通じて、町の農水産物が観光資源として活用されるよう、商工会や観光協会等と連携し、取り組みを進めてまいります。

次に、「空き家対策について」であります。

近年、人口減少や既存の住宅・建物等の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い、空き家等が年々増加しており、空き家対策は、本町だけでなく全国的な課題であると考えております。

このため、町では「八峰町空き家等対策計画」を策定し、空き家等の発生抑制や適正な管理、利活用のほか、老朽化した空き家等の自主的な除却や管理不全の空き家対策などの5つを基本方針と定め、空き家対策に取り組んできております。

令和元年に実施しております「空き家実態調査」の結果を基に、取り壊したものを減じた空き家の件数は、令和7年3月末時点で432棟、このうち管理不全により危険な状態にある空き家は63棟と把握しております。

一方で、「空き家等対策計画」の最終年度が令和7年度となっていることから、現在、改めて町内全域の空き家の実態調査を行っているところであります。

また、町で行っている空き家バンクには、現在12件の物件が登録されておりますが、

受付や相談等の対応は随時行っており、交渉成立の際には、町と連携協定を締結している「宅建協会能代山本支部」や「はっぼう宅建紹介」から契約書作成などのご協力をいただいております。

さらに、県では、年に1回程度であります「空き家相談会」を実施しており、秋田県宅建協会や秋田県司法書士会などの関係団体と連携し、相談内容に対し適切な助言や情報提供を行っているところであります。

加えて、空き家バンク及び解体補助金以外の支援については、「八峰町住まいづくり応援事業」の項目の1つとして「空き家購入等支援事業」を行っており、購入後の増改築なども補助対象となっております。

いずれにしましても、管理不全の空き家は周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすほか、害虫や害獣の住処となるリスクがありますので、引き続き計画に沿った取り組みを進めるとともに、国に対し空き家解体に要する費用助成制度の働きかけを行うなど、適切な空き家対策に努めてまいります。

次に、「高齢者対策について」であります。

住民基本台帳上の、令和8年3月1日現在の後期高齢者の一人暮らしは673人、二人暮らし世帯が209世帯418人、合計1,091人となっております。

介護認定を受けていない高齢者の生活支援につきましては、後期高齢者医療、介護保険事業による予防事業のほか、一人暮らし高齢者等見守り事業や配食サービスなどの町単独事業、地区民生委員による見守り活動などがあります。

また、令和6年7月には社会福祉協議会が主体となり、「八峰町地域資源のしおり」を全戸配布しており、高齢者が必要とするサービスを分かりやすく案内する冊子となっております。

これら事業が必要とする高齢者へ適切に講じられるよう、今後も関係機関が連携を取りながら、実情に即した対応を心がけ実施してまいります。

なお、集合住宅整備につきましては、現在町にはありませんが、都市部には民間事業者が実施している事例があると聞いておりますので、今後は関係機関と連携し、町行政としての関わり方等について研究してまいります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、再質問ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 農林漁業でありますけれども、の振興について伺います。

町の現在、農業ですけれども、米づくりであれば農地の集積化や労働力の省力化によって頑張っております。しかしながら、それで昨年は価格の高騰でだいぶ所得が出ましてですね、農家の皆さん、米農家の皆さんは非常によかったといいますか、よかったのではないかと、このように思っております。しかしながら、米も、この先どうなるか、価格がどうなるか、また消費がどうなるか、いろいろこう不安な要素があると思います。しかしながら、今、若い人方が一生懸命法人で頑張っておる姿は非常にいいとは、これは思っております。まあできるだけ、また今後、こういう米づくりの人方を応援してやってもらえればいいのではないかと、このように考えます。

あと、シイタケ生産とかネギづくりのこういう人方は、やはり労働力不足でこれからいろいろと、物価の高騰等でいろいろと経営が難しくなってくるのではないかと思いますので、引き続き、できる限り支援していただければよろしいのではないかと、こういうふうに考えております。

あとですね、前にも私提案したことがあるんですが、高齢になっても作ることができる畑物ですね、高収益の畑物、そして市場で求める畑物といいますか、そういう品目を奨励してですね頑張ってもらえればいいのではないかと思っております。それで、この前、委員会で予算で見たんですが、アスパラを作る人が何かいるそうで、こういうのがまた広まっていけばよろしいのではないかと思いますので、いろいろと考えてそういう高収益の高齢者でもできる作物を奨励して、少しでも農家の人方が収入を上げることができるように支援していただければ、このように考えております。

それと、町の農水産物の有効活用ですが、これまで何回かやっておられるようですが、まだまだ力の入れようが少ないような気がしております。例えば魚でも多く獲れた時はそれを飲食店や宿泊、それから観光施設等に提供して、そして八峰町ではいつでも、いつでもというか、このように新鮮な魚の料理が、魚であれした料理が提供しているということでお客さんに来ていただくような、そのような取り組みをしていただければいいのではないかと思います。魚ばかりでなく農産物もいろいろとその、何といいますか、それを、新鮮なそれ、収穫があった時に、それを最大限活用してですね、それで、どういう料理が、どういう料理というか、料理をいろいろと考えてみて、それで観光客を引き寄せるといいますか、そういう方法もあってもいいのではないかと。ただ売るばかりでなく、いろいろとその知恵を出してやることもまた必要ではないかと、このように考えております。

1 問目については私の考えとしてそういうことをあれですけども、もう一度、町長の考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 腰山議員のご質問にお答えいたしますけれども、1問目についてはいいってことです。2問目の観光振興の方でございますけれども、ご指摘のとおりですね、町の特産品、まあ魚であれ、農産物であれ、そういったものを飲食業者にですね展開して観光振興に繋げるというのは、大変いい考えであるというふうに思っております。

実は昨年ですね、八峰町で獲れております輝サーモンでありますけれども、町内の飲食業の方からですね、なかなか手に入らないといった要望がありまして、また観光客の方からも、どこに行ったら食べれるんだというような話をよく聞いたところでございます。これを受けまして、商工会の方に、できれば町内の飲食店にそういったサーモンが行き渡るように、商工会が窓口となってしっかりと手配してほしいという旨、私、機会を捉えて言ったところでございます。今後は、そういった状況でございますので、まずはですね地域の特産がしっかりと飲食業者さんが手に入れるような、そんな環境づくりをできるように、しっかりと町としても進めていきたいなというふうに思っております。よろしいですか。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、ほかに再質問ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） この1問目に対しては特にあとはあれなんですけど、やはりもう少しPRもまた必要だと思います。せっかくあれしてもお客さんが分からなければ、何もそのやった意味がないと思いますので、やはりどうすればその、どういう広告、宣伝すれば集まってくるかというような、それに力を入れることが成功のあれだと思いますので、一生懸命そのPRに努めていただきたいと思います。

1問目はこれで終わります。

○議長（皆川鉄也君） 答弁必要ですか。

○7番（腰山良悦君） いいです。

○議長（皆川鉄也君） それでは、2問目の方の空き家対策について再質問ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 町でもこの件に対しては、いろいろと対策、対応しておられるよ

うです。ただ、減るよりも増える、増えるっていいですか、増えた方が多いといいですか、そういう点で何かその空き家が全然、あ、全然でなく、何もなくなっていないというような感じを受けます。私ばかりでなく、やはり住民の方々もそのようにおそらく感じていると私は考えております。

あと、その解体、あと空き家バンクとか、それはそれとしてですね、危険でもそのまま放置しているっていうか、放置されている空き家がやはり見受けられます。そういうことに対して住民もやはり危険を感じておりまして、何とかならないかというような相談を受けることもあります。例えば、ちょっと、ちょっとした修理でもってそれを改善することもできると思いますので、町ではその持ち主から要望があった場合ですね、自分でできないということで何とかしてもらえないかというような住民の要望があった場合、一部でもいいですので助成していただいてその改善をしていただければいいのではないかと、そのように考えております。その点について町長の考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えします。

危険な放置されている空き家の件について、町の方で修繕等できないかというふうなご質問であったかと思うんですが、空き家であろうが、あくまでその建物は個人の資産でございます。で、町といたしましては、所有者に対しまして修繕または取り壊し等の改善要望といいますか、改善の方のお願いですね、そちらをしていただくように通知しております。それは1回だけでなく何回か、住民の方からもお話がございますので、その都度というわけにはいきませんが、できるだけ所有者の方と連絡を取りながら改善の方に進めていくような形に持ってっております。

現在町といたしましては、あくまで個人の資産に対しまして手をつけて改修・修繕等をするというふうな予算は持っておりません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、ほかに再質問ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 今のこの点についてですね、確かに個人のあれで、個人の義務といたしますか、それであれするっていうことは分かりますけれども、結局ここに住んでなくて放置されている場合とかそういう場合は、やはり近くのその住宅の人方がですね、やはりどうすればいいのかと、持ち主もなかなかどこにいるのかも分からないし、そう

というような、結構そういう空き家もあると思うんですよね。やはりそういうことであれば、やはり町としてこれでは危険だなということであれば、全面的に直すということでもなくとも、そのある一部をあれしてほしいという、危険回避のために補修すると、補修してやると。それもまた一つの私は空き家の問題を解消する手だてだと私は思いますが、どうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の再質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えします。

実を申しますと、本当に微細な故障といいますか、うちが壊れた場合、例えば窓が割れたとか一部が倒れてきたとかっていう場合には、町の職員で対応できる範囲で補修等は行っております。あと、周りの近隣のうちに屋根のトタンですね、トタン等が飛散して危険な場合、あとそうですね、外壁とか、あと軒天とかが飛んでいく場合というのも実際の例でございました。そういった場合にはもちろん寄せることもございますし、危険な場合には網をかけて飛散しないように補修といいますか、安全確保をするというふうな予算は持っております。ですので、あくまで補修ではなくて、危険な空き家に対しての安全確保というふうなことは町で行っておることをお伝えします。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、ほかに再質問ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） いずれきめ細かなその対応をしていただきたいと思いますので、どうかひとつよろしくお願いします。

空き家対策についてはこれで終わります。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。3番目の質問どうぞ。

○7番（腰山良悦君） はい、議長。

○議長（皆川鉄也君） 7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 高齢者対策についての再質問をさせていただきます。

結構、健康といいますか、いや、医者にかかっているけれどもそれなりに健康で、一人で頑張っている後期高齢者の方がたくさんおります。それでですね、いろいろと町のサービスで配食サービスとか、それから見回りサービスとかこうやっておるようですが、やはり本人としてはですね、まだまだ何かこう心の寂しさといいますか、不安といいますか、そういうのを持っている方がたくさんおるように私は感じております。町と

しても社協を通して、民生委員とかそういう方々にお願いしていろいろとサービスとい  
いますか、対応をしておるようですが、やはりその民生委員とかの数も限られておりま  
すし、時間も制約されておりまして、なかなか大変らしいですね、話を聞くところ。だ  
からといって、高齢者の方々はやはりその時その時にいつどういふことがあるか分か  
らないと。そういうことで不安を抱いてるわけなんですけど、何かこう、そういう不安を払  
拭するために何かしらの対応といえますか、そういう、何かのその方法でもってです  
ね、例えばいろいろと集まりを開いてやるとか、やっちはいるような地域もあるよう  
ですが、そういうあれでお互い話し合いの場をあれして心の支えになってもらうとか、  
そういうような、まだまだできるサービスが私はあるのじゃないかなと感じておるわ  
けなんですけれども、その点、町としては何か別の方法でもってそういう支えになる  
ようなあれがあるか、その点伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。菊  
地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えします。

確かに町ではたくさんの事業をやっております。そのほかに、地域の方々を対象とし  
た通所事業ということで、歩いて通えるような、自分たちでできるような介護予防事業  
を行っておりますし、社協さんの方でも介護予防事業を各地で行っております。それで  
形を変えながら行っておりますので、議員の意見を参考にしながら、また事業の方を膨  
らましな展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、ほかに再質問ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） やはりこういう高齢者の方々に、施設に入らなくても、うちで頑  
張って生活できるように、頑張ってもらえるように、生活できるように、いろいろと周  
りで見守ってやってやる方がいいのではないかなと、このように考えております。

以上です。これで終わります。

○議長（皆川鉄也君） 答弁は必要ですか。

○7番（腰山良悦君） いや、答弁要らないです。よろしいです。

○議長（皆川鉄也君） これで7番議員の一般質問を終わります。

休憩します。

午前11時31分 休 憩

.....  
午前11時31分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） おはようございます。

議席番号11番山本です。通告に基づいて質問いたします。

はじめに、移住者の住宅支援についてであります。

移住政策は、町が将来にわたり持続可能な地域を実現するためには、多様な人の力が求められます。地域の暮らしに引かれて移住した若い世代が新しいまちづくりの担い手となり、刺激を受けた地域住民が活力を取り戻し、さらに移住者が増えるという好循環を創出していくことが移住施策の目的であると考えます。

町では毎年、首都圏での移住相談会の参加をし、今まで移住定住に繋がる取り組みをしていますが、改めて首都圏からの移住関心層に対してどのような取り組みをしているのでしょうか。

過去の移住相談件数に対し、移住に繋がった件数はどの程度なのでしょう。

全国の自治体の一部では、家賃が無料または実質無料になる支援制度を整備しています。代表的なものには一定期間の居住を無償で提供するお試し住宅制度や、定住を前提に家や土地を支給する家付き支援制度、家賃の一部を補助する制度があり、住まいや生活コストに不安を抱える移住希望者にとって魅力的な選択肢となっています。

空き家支援制度では、空き家や町営住宅など、長期定住を前提に無料または極めて低額で提供する制度です。例えば15年住み続ければ無償譲渡される、数千円の家賃で長期契約できるなど、結果として住まいにかかるコストを限りなくゼロに近づける仕組みが用意されています。

我が町でも人口減少対策として移住促進に力を入れているところでありますが、空き家は増加傾向にあるほか、町営住宅は一部空き家となっています。空き家は放置すれば老朽化が進む一方、適切に管理できれば地域資源であり、移住の受け皿として重要な役割を果たすものでもあります。

町営住宅等の空き家解消のための見直し、あるいは見直しはどのように考えていますか。

若い人たちの住宅費負担が増え、収入がそれほど高くない若者世代にとって住宅の新

築や購入はハードルが高く、空き家バンクにおいては状態の良い物件はそれほど多くもなく、また、賃貸住宅を借りる場合であってもニーズに合う物件も多くない現状です。

町には空き部屋や空き家があります。単身者や高齢者、住む場所に困っている時に入居できることこそ町営住宅の存在意義であり、本町の役割ではないでしょうか。単身者用、一般用と区別し、ただ空き家にしておくよりは柔軟に対応し、一人でも入居してもらった方が、建物にとっても住民にとってもよいのではないのでしょうか。

また、以前は多くの子育て世帯が入っていた住宅でも、一定の収入が上がった時点で即退去勧告が勧奨され、若い人たちがどんどん出ていってしまい、残るのは高齢者世帯と空き家ばかりという状態で、これでは自治会も成り立たないと住民が困り果てております。こうした状況も、収入の条件緩和や若い人が入りたがらない古い部屋をリフォームするなど、改善の方法はいくらでもあるものと考えます。

どんな家でも人が住まなければ傷が早まり、ますます人が入らない悪循環となります。また、ただ空き家を維持する経費を考えても、移住者を増やすことが地域活性化に繋がるとの認識があれば、住宅家賃の低家賃、固定化が有効ではないかと。収入条件を見直すなり柔軟な対応をすることで入居者を増やす、退去しないさせないこそすべきと考えますが、当局の見解を求めます。

次に、テレビ回覧板の導入について。

昨年町でもLINEによる情報発信を行うなど、DXに取り組んでいます。今後いつでもどこでも見れるデジタルによる情報発信の重要度は、携帯電話の普及とともに利用度は高まりますが、まだまだ高齢者においては町から配布する広報やお知らせ版に頼っているところでもあります。でも、そういった配布物すら見ない、ほったらかしの世帯も多いのも目の当たりにしています。要は、読むのが面倒なのだと思います。

こうした住民に効果的に見てもらうために、自宅のテレビで町の広報やお知らせ、行事予定を見ることができるテレビ回覧板という方法を利用することで、インターネット環境が整っていない家庭やパソコン、スマートフォンなどの操作が苦手な方でも、テレビがあれば簡単な操作で町が発信する様々な情報を入手することができる方法があります。

テレビ回覧板は、ごみの収集日や資源回収の案内など、日常生活に直結する情報を周知する役割を担っています。また、各団体・町内会・学校など、生活圏内の様々な主体から情報が回覧板に集約され、発信されるテレビ回覧板導入の考えはないかお尋ねする

ものであります。

それと、この場を借りて、今期で勇退される3名の芦崎議員、門脇議員、見上議員、本当にお疲れ様でした。芦崎議員には、受賞の祝賀会の際にタブレット導入のお話をしただいて、提案者であった私は非常に感激したことを覚えております。また、門脇議員には、緊張する議会をとんちや盛り上げてもらって緊張を和らげてもらったことを感謝しております。また、見上議員には、討論でバトルをしたことが非常に思い出に残る議会でありました。いずれお三方に対しまして、指導ありがとうございました、それとお疲れ様でしたということをお伝え申し上げて終わりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「移住者の住宅支援について」であります。

町では、これまで移住者への住宅支援として、空き家の一部をリノベーションして貸し出す「定住促進用空き家活用住宅事業」の実施や、空き家物件の売買、賃貸などのマッチングを行うための「空き家情報室」を設置してきているほか、官民連携によるアパート建設にも取り組んできたところであります。

ご質問の町への移住相談件数については、電話やメールを含めた役場窓口への相談や移住イベント等を合わせ、平成28年から現在までの10年間で、延べ247件の相談があり、県の移住登録を経て移住した方は、28世帯43人となっております。

また、町が管理する住宅については、町営住宅が54戸、地域活性化住宅が39戸、定住促進用空き家活用住宅が16戸であります。

このうち、町営住宅が2戸、地域活性化住宅が4戸、合わせて6戸が空き物件となっておりますが、修繕中を除いた4戸については、入居者の募集を行っているところであり、募集に当たっては、町広報やホームページに情報を記載し、周知しているところがあります。

一方で、こうした住宅の中には、募集案内と同時に申込みがある住宅もありますが、1年半近く募集中の住宅もあり、その理由としては、立地や建築年数等が要因となっているケースもあります。

空き物件解消の見通しについては、町営住宅は、住宅に困窮する低額所得に対して低廉な家賃で賃貸するものであることから、社会福祉協議会等と連携し、高齢者や子育て

世帯等で住宅に困窮している方の情報収集に努めるとともに、引き続き、広報等で周知を図りながら、空き物件解消に努めてまいります。

住宅家賃の金額については、町営住宅及び地域活性化住宅は、公営住宅法に基づき設定しているものでありますが、そのうち地域活性化住宅については、上限を設けること等を検討し、今後も移住しやすい環境づくりを進めてまいります。

次に、「テレビ回覧板の導入について」であります。

テレビ回覧板については、秋田朝日放送がデータ放送を活用し、自治体広報情報サービスとして運用しており、現時点において県内の5市町が利用していると把握しております。

現在、町では、行政情報をお知らせするにあたり、広報紙や防災行政無線により周知しているほか、昨年12月には、町公式LINEの機能を充実させ、情報発信の充実に努めているところであります。

しかしながら、高齢化率の高い本町にとっては、インターネット環境が整っていない家庭やパソコン、スマートフォンの操作が苦手という方が一定以上いることも把握しております。

議員ご指摘のテレビ回覧板については、地デジ対応のテレビをお持ちの家庭であれば新たに利用申込みの手続きが不要であることから、情報提供に有効な手段の一つと考えており、今後は、課題の整理等を行いながら、導入の可否を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 移住相談会のことですが、いわゆる報告によりますと247の相談件数に対して28人が移住したということではありますが、これは多いとして考えるのか、まだまだ不足として考えるのか、その点についてはどうなのでしょう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

先ほど町長の答弁にありましたとおり、移住相談件数ですけれども、ここ10年間で247名ございます。その大まかな内訳としまして、役場窓口への問い合わせ、または電話・メール、そういったもので大体92名の方が問い合わせありました。また、移住イベ

ント等では155名の方が相談に来ておりました。で、県の方の集計結果を基にした移住の世帯数ですけれども、世帯として28世帯、人数として43人ございましたが、こちらの方の数字に対しては、多いか少ないかといってもなかなかこう分析のしづらいところではありますけれども、人数的な割合からすると、もう少し移住者を増やしたいと思っているのが私方の所管課の気持ちでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 私もそう思うんだけど、実際はどのぐらいが妥当なのかと言われても私も自信ありませんけども、ただ、その移住相談の際にどの程度まで相談の中身をやってるのかということちょっと聞きたいんですが、一つには、まず就職先の会社を町内の会社が求めているのかということの一つあるわけですよ。町内の何社かから就職先として提案すると、募集しているんだということが一つ。もう一つは、移住してくるわけですから住む場所がないと駄目なわけです。この2点が最低限ないとは、移住してもらってということには繋がらないわけですが、その辺についての相談っていうのはどの程度やってるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

まず役場の方に直接電話とかメールとかで相談といいますか、受ける方に関しましては、やはり住宅の事情、そういったものが多い傾向にあります。また、イベント等の、首都圏でのイベント等ですけれども、こういった方の相談というのは、割と職業を含めた形の相談というのが多い傾向にあります。

その際なんですけれども、県の方の移住する際に移住定住の登録、県に登録サイトあるんですけれども、そちらの方の登録、先に登録してもらおうと、支援とかって受けられるという情報が載っているほか、町内の企業とかでも就職先として登録している会社等もございます。

ただ、八峰町の現状としまして、そういったところに登録されている会社というのは、割と建設業の会社が多い傾向にあります。ただ、どうしても移住相談に来るような方というのは、その建設業的なものよりも事務系の職業を希望される方が多いという傾向があるようで、そこら辺もなかなかこう移住が伸びない要因になっているのかなというふうに感じております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この移住する機会の就職先がなかなかないということで、定住には繋がらないということですが、一つ具体的になぜ今回この質問をしてるのかということですが、漁業者のあれが一つあるわけですよ。この移住者で現在漁業に携わっている人がですね、移住者のもともとの仕事をあまりしてなかった人が最初に入居等すれば家賃が非常に安いわけだけども、ところが、たまたま乗った船が漁終わってすぐ翌年には400万円台の収入になってしまう。そうすると、住宅の何だ、家賃プランでいくとですね、非常に高くなるわけですね、一気に。それが翌年に住民税か、そういうふうなもの、もちろん健康保険とか、船の場合は船員保険ですけど、そちらも同時に上がっていくわけですよ。本人とすれば、こんなはずじゃなかったというふうな思いがあるわけですね。そんな中で、今度は一気にそれを前の年の分のつけていうか、まあそういう経費がどんどん翌年に上がってくるものですから、2年も3年も続けてこの高収入であればいいんですが、今年はたまたま漁がないような状態になると非常に賃金というのが下がるわけです。そうすると非常に苦しくて、まあこれはやっていけないなというふうな話ですね、これはやっぱり移住者とすれば、変動のある漁業を例にたとえればですね、一定数抑えて移住をしてもらう、とどまってもらうということの方法もこれは定住対策としては必要なのではないかなというふうに思うわけですよ。その辺についてはどう考えますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ご指摘のとおりだと思いますけれども、いわゆる町営住宅というところは、公営住宅法に基づいて整備しているものですから、どうしてもですね、その法律の網があって金額というか家賃というのは設定されているところでございますので、当然ながら給料が上がれば当然家賃も上がっていくといった状況になります。

ただ一方でですね、この法律に属していない、いわゆる地域活性化住宅、これ30年経過した住宅になりますけれども、現行もですね一応その住宅法に合わせた設定をしているところでありますが、やはりですね、そういった状況を鑑みますと、やはりこう家賃の上限を設けるとか、あるいは長い期間そこに住んでいる人であれば、ちょっと土地の分筆等の課題はあるかもしれませんが、まあ無償でね、先ほど議員がおっしゃられたような無償で譲渡するような、そういった取り組みも今後やはり必要になるかなというふうに思っております。

いずれ先ほど答弁でも申し上げましたとおり、そういった方々がですね、この町に住み続けられるような、そういった取り組みを今後しっかりと検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあ検討するということですが、いずれ、今、漁業を例に取ってますけども、これは農業においても結構あるんですよ、バイトという存在が今出てきてまして。例えば全国をまたにかけて移動して歩くバイトもいるんですね、実を言うと。そういうふうな人方が短期的に入る期間、必要なんです。それらの人がですね、お試して多分入って行って、地元が良しとすれば、まずそういう安い活性化住宅があればですね定住に繋がる可能性があるわけです。ですから、もっと今、せっかく活性化住宅という位置づけをしたわけですから、その公的な町営住宅でない方法をもっと大胆に私は緩和すべきだなと思います。

それと、さっきも町長答弁ありましたが、例えば8年住んだら建物はただでやるとかですね、10年住んだらただでやるとか、その方が手かからないわけですから、別に土地の譲渡とかそこまでやるといういろいろ面倒ですけども、建物は何らただでやれっていうことできるわけですからね、そういうふうなことを是非私は進めてほしいなというふうに思います。

ということで1問目は終わりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 引き続きどうぞ。

○11番（山本優人君） 続いてですね2問目の、このテレビ回覧板の件ですが、この発案はですね昨年ですよ、藤里で3町の懇談会、まあ議長、副議長の懇談会があった時に出た話ですが、藤里がこれをやるということで、その時の話は月3万円から5万円の範囲だと。で、今、まあ最近情報入りましたが、65万円、年間65万円でテレビ放送ができる。安いもんだなというふうに思ったわけですよ。まあいろいろ情報調べてみるとですね、これ世帯数の関係があるわけですから、世帯数、我が町3,000世帯だとすると55円で160万円くらい、まあ年間かかるというふうに試算されますけども、それでもこれが、いずれ高齢者がどんどんどんどんいなくなって若い世代が跡継いでいけばですね、紙媒体で配布するという必要性がなくなる可能性が出てくるわけですよ。そういうふうなことを先駆けて、やっぱり八峰町でもテレビ電話というもので情報を得られる、

与えるというふうな方法が、むしろごみもならないですし、情報もいつでも見れるというふうに私は繋がっていくと思うんで、その辺は強力に進めてほしいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） このテレビ回覧板でございますけれども、私も町長室です。テレビをつけて朝日放送つけると、ほかの市町村の回覧板見れるもんですから見ましたけれども、藤里町のやつなんか見ると非常にいいなというふうに思ったところでございます。

ただ先ほど議員がおっしゃられたとおりですね、やっぱり導入には少額とはいえ予算がかかるというところ、そしてまた、ここ課題の整理と先ほど言いましたけれども、やはり今、紙で配ってるものをそれに代えるということであれば、やはり紙の削減なり、配布者の何ですかね、労務の削減みたいなのところもいろんな効果が出てくるんで非常にいいかなというふうに思ってますけど、紙も配ってそれもやるとなると、やはり二重計上みたいな感じになりますので、やはりその辺しっかりと整理していく必要があるかなと思ってます。

また、いろいろこう調べますとですね、いわゆる町が配布している広報、町の広報なんかを見ますと、かなりやはりページ数が多くなって写真なんかも多くてですね、かなりそのデータの的にはかなり重いような形になると。そうすると、なかなかそのテレビ回覧板には向いてないというか、現状ちょっと難しいんじゃないかというようなところも言われておりますので、どういったものがそのテレビ回覧板に適切なのかどうか、そういったところもですね含めてしっかりと研究しながら、この導入の可否を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 最後に、この広報なりチラシでも、自治体で結構これを配布するというのが困窮してるわけですよ。まあ我が立石自治会はですね無償で班長が配りますけれども、それとてやっぱり勤めていると、25日配布なのに翌月に配布なったりするわけですよ。そうするとですね、この情報の価値っていうのは遅くなればなるほど意味がないわけですね。それと、各自治体によっては配布を固定の人に金払って頼んでるっていう状況もあるわけですね。そういうふうなこと、それと、まあいろんなチラシやそ

れらが1回きりで見ても、あとごみですよ、ほとんど。それを綴じている家庭なんて私は見たことないですけども、それをわざわざ町が今後もずっと続けていくのかというふうなことはやはり考えないと駄目なんではないかなというふうに思います。そういうことについて、もう一度見解を求めます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） このタブレットの導入等、やはりデジタルにはですね、山本議員はしっかりと取り組んできた方でありますから、こういったのを非常に重要だなというところは私も共通認識としてございます。

一方でですね、先ほど答弁でも少し触れましたけれども、LINEの機能をですね町では拡充しまして、広報なんかも今、LINEで発信するようにしております。そしてまた先ほど来申し上げておりますけれども、このテレビ回覧板も非常に有効な手段というふうに考えておりますので、やはりある程度ですね先ほど申し上げたような課題を整理しつつ、大事なところであれば、必要なところであれば、しっかりと町としても導入を検討していきたいなというふうに思っております。

いずれですね、高齢化、あるいは人口減少等も相まって、その配布する方の労力っていうのもかなり大変なものになってるのも十分承知しているところでございます。そういった観点からもですね、この導入、まあすぐやるとは言えませんが、先ほど申し上げた課題をしっかりと整理しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。

○11番（山本優人君） なし。

○議長（皆川鉄也君） これで11番議員の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。午後1時より、引き続き一般質問を行います。

午後 0時03分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 午後からの傍聴、また、関係職員の方々の傍聴、ご苦労様です。通告に従い、3点について一般質問を行います。

まずはじめに、税減免の家族金融機関調査は廃止をについて考えを伺います。

条例3条には、町税は、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税、特別土地保有がありますが、町民税、固定資産税、軽自動車税が一般的ではないかと思えます。51条には、町民税の減免について、所得が著しく困難になったものは、これを準ずるものが含まれるとしております。生活する上で様々な困難が生じ、経済的に行き詰まり、生活保護を申請するまでもなく、今、税金が払えないための減免申請であります。

規則には、八峰町条例に規定する町民税、固定資産税、軽自動車税及び土地所有税並びに八峰国民健康保険税条例に規定する国民健康保険税の減免に関し、必要な事項を定めることを目的とすると規約でうたっています。担税力の有無は、納税義務者（生活を一にする親族・内縁を含む）の給料、年金、退職金、補償金その他全ての収入が、預貯金、保有資産等を総合的に判断し、生活保護基準を目安として町長が決定するものとする。

そこで伺います。担税力を所得に関係なく家族全員、つまり赤ちゃんの通帳まで調べるということです。令和4年12月の一般質問で、森田町長に代わり副町長の答弁がありました。赤ちゃんの通帳まで調べることに規則のとおり行くと答弁しました。堀内町長は、このことについていかがお考えでしょうか。規則にこのようなことが書かれている市町村は、県内にはありません。秋田県生活と健康を守る会の調べです。北秋田市の裁判以来、要綱・規則を変えた市町村が幾つかあるとのことでした。

国保税の滞納について取り上げますと、特別療養資格確認書は10割負担になり、病院の行き渋りが病気を悪化して、本人のみならず国保会計にも大きな影響が出てきます。所得のない人までが金融機関調べをする行き過ぎたやり方をやめるべきです。なぜ滞納額が増えたのか、しっかり面談して、支払い計画を立て、できない時は減免申請を進める。これが苦難を抱えた町民に寄り添う町政ではないでしょうか。

次に、高齢者の難聴対策について伺います。

当町の65歳以上は、全人口の半分を超えました。加齢性難聴とは、年齢を重ねることで徐々に進行する聴力低下のことを指します。一般的には40代から聴力が低下する傾向があると言われており、65歳を過ぎると聞こえにくさを感じる人が急激に増え、75歳以上で約半数の方が聞こえにくさを感じていると専門的な文章に載っています。

しかし、まだまだ現役で農作業や労働仕事など携わる人がたくさんおりますけれども、「いざ外に出て集まりの中に入っても、耳が聞こえなくて出たくない」、また「家の中

でテレビを見るための集音器を購入しても、電話の音が聞き取れない。電話に出たくない。「なぜ出ない」と、家の人に強い口調で言われて落ち込んでしまう」などの話をよく聞きます。補聴器を購入するにしても、高額であったり、調整するのに何度も病院に通わなければならないなど、ためらってしまうという方がほとんどではないでしょうか。そのためにも、補聴器購入に補助をすることが必要だと思います。この制度ができることで補聴器を買おうかという後押しができ、そして補聴器を買って検査してみるかという意欲が出てきます。検査する時には、高齢者が集まる機会の多い介護予防教室において難聴についての学習をし、早期発見・早期治療の話を話し合うことが大事であります。

加齢に伴い、誰しもが通過する難聴ですが、早期発見・早期治療が認知予防になると専門部会で世界的にも言われております。70 d Bの音が両耳聞こえなくなって初めて障害者になりますが、軽・中程度の40 d B段階で補聴器の調整を行うことが大事とされています。国会でも取り上げられ、加齢難聴対策として補聴器の検査技師のレベル向上や、検査技師と病院機関の連携を進めています。つまり何度か調整して自分に合った補聴器を得る経過が必要だということを国でも認めています。

さらに、最近の国会での情報では、参議院の小池晃議員は、保険者機能推進支援金、介護保険努力交付金が難聴高齢者の早期発見・普及啓発などの推進に取り組んでいる自治体に交付金を充てるといふ、こういう答弁を引き出しました。是非、介護予防として当町でもこれに取り組んではいかがでしょうか。山形市では、聴こえくつきり事業に取り組んでいます。健康寿命を延ばし、生き生きと生活する高齢者を宝として捉えるまちづくりが今後求められると思いますが、対策を伺います。

最後に、主要道路に置かれた除雪の雪山は危険であるということについて考えを伺います。

今シーズンの大雪は稀にみるものでした。生活に影響を与えました。八峰町でも若干の気温差で地域によっては降雪量が多く、大量の雪山が何mにも積み上げられている光景を目にします。

そんな中で、児童生徒がスクールバスの乗降は危険でした。子どもの安全を考えて速やかな排雪を求める声が届けられていたと思いますが、対応はかなり遅れました。交通量の多い乗降場所は優先的に除排雪が必要ではないでしょうか。児童生徒の通学に関する安全対策は、教育委員会とも連携して対策を取るべきだと思います。教育機関は、このようなことを認知しているのかどうなのか分かりません。スクールバスを利用しない

地域での通学路も含め、除雪が必要との指示はどこで行われていますか。業者や人的に不足であるのであれば、緊急課題として人員確保についての対策が取られていますか。できない、ない、ないだけでは安全は守れません。

また、八森地域の国道沿いにある信号付近は、除雪の山で非常に危険です。八森駅付近の丁字路に除雪の山が積み上げられ、なかなか排雪されなかったことに何か原因があったのでしょうか。どか雪後の気温の上昇で町内が全域にわたり悪路になり、車の運転は非常に危険なことから、巡回バスも午後から運行停止になったくらいですが、当然、子ども園やスクールバスにも影響があったのではないのでしょうか。除雪車は見られませんでした。除雪はどうしたのかの声もありました。その頃の対策についてどうだったのか伺います。

どか雪と突然の気温上昇は経験したことがありませんでしたが、今シーズンを教訓にして今後どのような対策を取るのか。町民の安全第一に考えた対策を求めます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「税減免の家族金融機関調査」についてであります。

税の減免につきましては、罹災や貧困、著しい所得の減少等のため、税金を納める能力がないと判断される場合に、条例・規則に基づいて減免できることになっております。いわゆる担税力がないと判断された場合であります。

担税力の有無については、納税義務者及び生計を一にする親族の給与、年金、退職金、補償金その他全ての収入及び預貯金、保有資産等を総合的に判断しております。

そのため、世帯員全員の預貯金等を確認する必要があり、同意していただいた方の預貯金照会を行っておりますが、申請書での申告だけでは漏れや誤りの可能性もあり、十分ではないといった考えから規則で定めているところであります。

能代山本管内では、議員ご指摘のとおり、本町のみ同意書をいただいて預貯金調査を行っておりますが、他の市町でも申請書による申告だけではなく、世帯員全員の通帳残高も確認しているとのことであり、結果としては同じ考え方に立っているものと考えております。

いずれにしましても、税の減免の可否につきましては、減免に至ったしかるべき理由を納税者誰もが納得できるよう慎重に取り扱うべきものであり、世帯の預貯金額を担税

力の検討材料とすることは合理性があると考えますので、現段階で規則の見直しは考えておりません。

次に、高齢者の難聴対策についてであります。難聴原因による認知症等の様々なりスクがあることは認識しております。

このため町では、これまでも国や県、県内市町村の動向を注視するとともに、町内における状況や事業実施する場合の補助限度額の設定等について研究してきたところであります。

今後は、そうした課題を整理しつつ、町の財政状況等を踏まえ、認知症予防や健康寿命延伸のための補聴器購入の補助について、引き続き検討してまいります。

次に、主要道路の除雪の雪山対策についてであります。

今冬は、1月に入り強い冬型の気圧配置が続いた影響で雪の日が続き、2月末時点での累加降雪量が402 c mを超えたほか、人的被害や建物被害が多発するなど、過去最大規模の豪雪となりました。

この記録的大雪で、能代市や藤里町を含む県北部7市町村には災害救助法が適用されたほか、町では災害対策連絡部を設置するなど、雪害への対応に当たってきたところであります。

また、道路の除雪については、午前2時半から午前7時までに作業を終了させる通常除雪に加え、町内各地での道路幅員の確保や、雪が堆積され視界が妨げられている交差点付近の排雪作業については、日中の時間帯において実施するなど、町民生活に支障が出ないように道路の安全確保に努めたところであります。

このうち排雪作業については、職員が適宜、道路パトロールを行い、道路の状況を確認するとともに、委託業者への聞き取りや自治会からの要望を受け、関係者と実施時期について調整しておりましたが、1月26日以降、日降雪量が20 c mを超える日が続く、通常の除雪作業に時間を要した影響もあり、通学バスの乗降場所や道路幅員の確保、交差点付近の雪山の排雪は、1月31日からの着手となったところであります。

今後は、今冬のような降雪量も想定しながら、道路管理者としてパトロールを強化するとともに、排雪作業に当たっては、県や委託業者、関係者と適切に対応できるよう連絡体制を取りながら、道路の迅速かつ安全な除排雪作業に努めてまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） まず、税の減免について再質問を行います。

町長は、結果的には同じだということでしたけれども、これを規則として定めるか定めないかというところが大事な問題であります。ほかの町村の状況を見ますと、まあ秋田市の場合は通帳を目視する。規則ではなくて担税者の、担税者というか、国保の世帯主の通帳を目視するとか、それから、ほかの方でも所得のある人については調べる。それから、湯沢市の方でも所得のある人を対象にするという、そういう中身であります。

で、私もちょっとほかの市町村ではやってないというのは分かってはいたけれども、一応ネットで調べてみました。そしたら、AIではそういうところは見つかりませんでした。そして、まあ例がありませんので、出てきたのは、それこそ私が質問した見上政子の質問の内容でした。ということはですね、こういう例はやはりないんですよ。

で、問題なのは、生計を一にするということ。それから、生計を一にする家族全員ということになります。生計を一にするというのを法的でもちょっと調べてみたら、そのうちの家計の財布の中身から出ている人、別世帯も全て含めて、学生から、それが生計を一にする親族ということになります。これを行うんですか。

そして同意書、私も何回か減免申請を一緒に行ってますけれども、同意書には、もう家族全員10名くらいの同意書の名前、印鑑を求める同意書もあります。それから、五、六名のもあります。つまり家族全員の署名捺印が必要なんですけど、副町長の、前ですね、前、前副町長、驚かないでください、前副町長の答弁によりますと、赤ちゃんまでも含まれると。となるとですね、同意書にどうやって同意をするんですか。で、未就学児の子どもたちにも名前を書いて署名させるんですか。そういうことが前例がないということなんです。そのことについて町長の考えを今一度お聞かせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、税の減免の関係なんですけども、署名、何を見るかというところで、私も他の自治体の規則・要綱を見たんですけども、減免の判定には担税力があるかないか、まずこれを見ると。で、担税力については、同居の家族、生計を一にする者の収入、預貯金、資産等から総合的に判断する、この考え方はどこの町村も変わりありません。うちの方では全員から同意書をいただいて、その同意書を根拠に預貯金調査をしておりますけども、ほかの自治体のように聞き取りにするのか、また、通帳の写しを添付するのか、目

視にするのか、それは確認手法の違いはあるものの、家族、同居家族全員の収入や保有資産を確認してるっていう点では、立場が同じ考えだと思います。

それと、子どもの署名の話ですけれども、当然書けるわけがありませんが、それは当然保護者が書くべきものだと思います。

最近では、子どもがもらうお年玉、そういうのをこう貯金したり、別に貯金したり、子どもの名義で貯金したり、あと、子ども手当、児童手当ですね、ああいうのも子ども名義で貯金してる例をよく聞きます。それであれば何十万、100万円を超えるような貯金をその家族の財布の中にありながらそれでも減免をするというのは、他の納税者に理解できないと思います。していただけないと思います。そういう意味で、家族全員の、赤ちゃんも子どもも親もおじいさん、おばあさんも全員の貯金を確認させていただいております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私が聞いているのは、それを文章でうたって規則に書いている自治体がないということです。それで、規則で取り上げないで、まあ面談の中で減免申請を出した時にいろいろ質問をして、それで質問した結果と、通帳が必要であれば通帳をコピーするとか、そして、またこれがやはりやり過ぎとか、全世帯、家族、子どものお年玉までこれが調べられ、それでその同意書には親が同意するという、そういうその同意書を求めるところもあります。で、いろいろ調べてみますと、まあ任意で出しても出さなくてもいいですよという、湯沢市でしたっけか、任意で行ってるところもあります。ですから、最終的には、よく調査、調査っていうか質問をして、それでどうなってるか家族の状態を調べて、それで必要であれば、児童扶養手当とかそういうのも当然入ります。ますけれども、それは世帯主の家計の中に入りますが、やはり国保の世帯主、そして被保険者、国保の中の被保険者に対して資産調べをするというのであれば、そういうところはいくらでもありまして、結果が同じということではありません。私はこういうことを規則の中にうたっている、これが少しやり過ぎではないかということですが、これは規則ですので、条例ではもう減免は当然認められております。それを具体的にどういうふうに進めるかということは、これは町長の判断です。これもできたのも平成20年頃ではなかったか。私、できた時に加藤町長にかなり質問していたんですけども、これが新たに付け加えられたわけなんです。そういうことで、これは規則の中にこうい

う前例がないということの表れなんですけれども、今、町長が代わって、町長はどのよう  
に、この規則を変えるのは町長の判断でできます。いかがお考えですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど来、課長も私も答弁したところでございますけれども、ほ  
かの市町村はそういった同意書は得ずに通帳の残高を見たりしているというようなとこ  
ろでありますけれども、むしろ本町の方が適切に事務をやっているのかなというふうに私  
は思っているところでございます。やはり本人たちの同意もなく、その預貯金を、申し  
訳ないですけれども勝手に見ているような印象がありますので、私は本町のような同意書  
をもって、それでもって預貯金を確認するというのが、まあ適切な事務かなと、事務執  
行かなというふうに私は捉えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 生計を一にする同一の親族ということですが、これは東  
京の学生、それから施設に入っている当然高齢者、これも全部含まれるわけです。で、こ  
れらの方々のその金融機関調べ、これが学生に突然行って、どうしてこうなったのかっ  
ていうことで問われると思うんですけれども、それが同一家族ということですので、お  
父さんが社会保険とか公務員とかそういうことであっても、そういう国保に加入してい  
なくとも、これは同一世帯として見られるわけです。こういうことがあっていいと思  
いますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会  
計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 生計を一にする考え方ですが、これは同居の家族、  
要は財布が一緒の場合、そういう考えですので、同居していようがまいが、仕送りし  
たり、そういう事例があれば、それも生計を一にすると判断します。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 事例があればでなくて、事例、それが規則の内容なんです。と  
にかく財布の中身から出ている家族全員が同一世帯として見られる、これが法的な私が  
調べた結果であります。こういう人まで家族の状況を調べなければならないのか。先ほ  
どから何回も言ってますけれども、国保の世帯主、国保の被保険者、そして、そういう

人たちの調べを行って、それであとは質問で行う、こういうことが普通ではないかと思うんですけども、結果的には同じであるという考えですけども、これを行った北秋田市の裁判で、北秋田市が負けてしまいました。そこで規約が全部変えられ、この規約は八峰町とほぼ同じような規約の中身でありました。これが裁判をすることで、これは違反である、で、改めなければならないということになりましたけれども、これをどこまでも通してやっていくつもりなのか。町長は、規則ですので、この判断に間違い、自分の考えは間違いはないという判断でありますか。今一度お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 生計を一にするものの財産を全て見るというのは、これは八峰町に限ったことでなく、どこの市町村もそうしてます。

それと、北秋田市の例の話ですけども、これ私も見て調べたやつと同じであれば……すいません、平成22年4月19日に判決が出たその事案だと思うんですけども、その中では、そもそも裁判の内容が、同意書の提出をしなかったことや、家族の貯金を裏付けとする資料を提出しなかったことで減免申請を却下したことに対する訴え、これが訴えです。

そして、一審では原告の勝訴となったんですけども、その理由ってというのは、税務職員の質問権が行使されていなかったということ、それから世帯主が同居の家族の預貯金等の調査に同意する様式だったということです。これが違法性があると判断されたわけです。決して金融機関調査、家族の金融機関調査を行うのが違法だといったわけではありません。

またその後、二審において、結果は市長の裁量権を、首長の裁量権を逸脱していないことと違法性の程度が高くないということで、逆転で敗訴になってます。市側の勝ちとなっております。細かい内容を言いますが、同意書については、この裁判の判決の裁判判決文の中で、その当時の同意書の様式に触れてまして、「私は、国民健康保険税の減免申請にあたり、減免の決定又は減免申請の内容を確認する調査のために必要あるときは、私及び世帯員全員の収入や資産等の状況につき、官公署に調査を委託し、又は銀行、信託会社、私若しくは世帯員全員の雇い主、その他関係人に報告を求めることに同意します。」という内容でした。これに対して判決文では、仮に、このような同意を世帯主が提出したからといって、それは原告の同居家族本人の収入や資産の調査に同意

したものではないから、それを根拠として、原告の同居家族の収入や資産に関して銀行等に報告を求めることはできない。それは違法だという解釈です。つまり八峰町のように家族全員それぞれから同意書をいただいて調査するのは、当然本人との同意の結果ですので、違法だとは思っておりません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 規則を変えないかということの質問でありまして、これは変えないということですが、ただですね、北秋田市はこれで全部規則を変えたんです。それで他市町村もこれによって規則を変えたところが幾つかあります。そして、この規則に対してどう思うかということの質問ですので、それがね、ネットで調べても、どこで調べてもそういう市町村はないということになります。

同じことの繰り返しになりますけれども、こういう質問とか面談とかいろんなことで、それじゃあこれを出しなさいということはありませんけれども、規則の中でこのようにはっきり生計を一にする家族ということであらうところはないので、これを変えないかということですが、答弁は同じですので、これで終わります。1問目については。

○議長（皆川鉄也君） 2問目の再質問ございませんか。

○8番（見上政子さん） 2問目について伺います。

補聴器の購入とか、まあいろんなことで検討する課題ではあるというふうな答弁でしたけれども、是非ですね、介護予防教室がすごく大事だということも国の方でも認めているわけです。で、介護予防教室で難聴の学習会とか、それから難聴について、こういう検査があるけれども、できたらそこで検査をできるような体制を取れないかということについて、もう一度伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 介護予防教室や、そういった体制を整えるというご質問の趣旨だったかと思いますが、後期高齢者事業の方でフレイル予防という事業をやっておりまして、今年度、少し趣を変えて実施したところ大変好評でした。令和8年度も予算をさらに増やして、内容の方を充実させていきたいと思っておりますので、今のご意見などを参考にして、そういったものもできれば、やれるものなら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 是非強力に進めてもらいたいと思うんですけども、国の方でも早期啓発に取り組んでいる、まあ一生懸命先進的に取り組んでいるところには交付金を出すというふうなことであります。これを是非利用してですね介護予防教室で行ってもらいたい。また、介護予防教室でなくとも、健診の際にでもこういう取り組みを一体となって行っていくことが非常に大事だということで、早期発見・早期治療で、それで、ただね、この機械がないとやはり買おうかっていう気にならないし、行ってみようかという気にはならないと思うんです。町の方から高額で買えない補聴器に対して補助が出るよ、まあ出るんであったら買いたいし、そのための検査をしてみたいというふうなことが当然出てくると思いますので、こういう検査体制について、介護予防教室以外でも進められるところがないでしょうか。課長お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 町で行っている集団健診に関しましては、特定健診ということで委託業者、そして法律の中でもこの聴力検査の項目が含まれておりませんので、残念ながら集団健診の中では実施することができませんが、今議員おっしゃったように各種事業の中で検査できる体制や、令和8年度には町営診療所の方で聴力検査機、新しくします。こちらの方で人間ドック受け付けておりますので、そういった個人的に検査を受ける体制は整えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 課長の方からは、積極的に取り組んで、機会があったらこういう教室も進めていきたいということですので、今一度、町長はこの補聴器の購入の補助、今、購入の補助がね9,000自治体の中で、もう3,000を超えてるところでもう補聴器の補助を行っております。そこでは、やっぱりその自治体の中では、この制度があったから購入する気持ちになった、そして聞こえるようになって集まりにも行けるようになったという、こういう声が聞こえております。もう3割近いところで、もう補助をしているわけですね。で、まあ検討に前向きなことがおっしゃられましたけれども、今一度、具体的に進める強い気持ちはないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほどの答弁の中で、県内市町村の動向を見てきたというお話をしましたけれども、具体的に言いますと、町村であれば小坂町、三種町、あるいは美郷、羽後町なんかでも導入しているというふうに我々も見たところでございます。いずれその購入費補助の2分の1の、あるいは2万円なのか3万円なのか、そういった限度額を設けてやっているところでございます。今回の令和8年の当初予算では、これ計上することは叶いませんでしたけれども、令和8年度中をかけてですね、しっかりと煮詰めてですね、何とか令和9年度には予算計上できるようなそんな形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 最後になりますけれども、補聴器のことで。やはり定期的な検査が非常に大事だと言われております。早期発見・早期対応することによって進行を贈らせる。少しでも違和感があれば耳鼻咽喉科を受診する。こういうことを進められるような、対話できるような介護予防教室を是非進めてほしいということで、町長も、令和9年度と言わず、必要であれば補正を使ってでも是非、補聴器の皆さんの要望が非常に強いので、これを実施してほしいという私の気持ちで、これは、2問目は終わります。

○議長（皆川鉄也君） 3問目についての再質問ありませんか。

○8番（見上政子さん） 除雪しておられる方々には本当に尊敬します。朝2時半から4時半まで除雪するというので、これは本当に大変な仕事であるということは分かります。で、まあ信号機のところは白昼、まあ県の方も樺のところは県の車も入って除雪してるなというのは目にしていますけれども、もっと早くできないものかなというこういう気持ちが非常に強いです。

それとですね、まあ通学路のことについて、まず言います。先ほど言われましたけれども、やはり4mを超える高さであったんですね、あれは。本当に擁壁のような、まあ石川の大通り、あの大通りに擁壁のような両側に雪が積まれて、そこの合間をぬって通学路のバス、両側、降りるところと乗るところ、両側に分かれてまして、もう親からは早くやってほしい、早くやってほしいという声があったんですが、なかなかそれが遅れました。で、片側がやったからいいべっていうことで、片側やったがらまずこれで我慢へ。で、あと片側がもう少ししてがらっていうことで、どうしてこれ同時にできないものな

のかなという、これはどういう要因であれなんでしょうか。業者が足りないんでしょうか。それとも除雪する人員がないのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの再質問の方にお答えいたします。

排雪の基準なんですけども、排雪の箇所については町の職員が道路パトロールを行いながら、視界を妨げる場所などを確認し、それが国道付近の県のところであれば県の方をお願いしたり、あと石川のところについても、道路パトロールや、あとは委託業者の方と話をしながら、実施時期について調整したというようなところであります。

ただ、片側やって片側やってないというのは、まあ優先順位的に石川だけが排雪が必要だった場所でなくて、業者の方とのやりとりの関係で片側を取りあえず優先的にやったという状況です。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 建設課の方では、通学路とか、それから児童生徒のスクールバスの乗り降りの箇所とか、こういうことについては重点地区として把握しているのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 重点地区ということではなくて、道路パトロールをしながら、どういうところが排雪しなければいけないかという箇所を調べながら、優先順位をつけて行っているというような状況です。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） じゃあ把握してないということですね。やっぱり教育委員会と子どもに関することですので、子どもの通学が安全かということのを是非連携して取ってもらいたいと思います。それに限らず、スクールバスを使わない通学路の安全、特に茂浦ですと土床体育館の前の歩道は、もう毎年毎年山のように積み上げられて、近辺の人が「何で俺これやらねばねえんだ。」っていうふうなことも聞こえてきております。ですので、子どもに関する、まあ高齢者もそうですけれども、安全をまず守るということで、これに第一に考えるというこういう指示は町長出さないんですか。町長に伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まずですね、今冬の雪でございますけども、やはり、おそらく災害級の豪雪でございました。私の記憶してるところ、平成18年もかなり雪降りましたけれども、それに匹敵する。特に県北部はそれ以上の雪が降ったんじゃないかなというふうに私は思っております。そういった状況の中で、業者さんも含めてですね、委託業者さん、相当朝から頑張って除雪・排雪もやってきたところでもありますけども、当然ながらその人たちは常に人命を第一にしてですね作業をしてもらってますし、当然ながら道路ですから、当然ながら車両の通行が支障のないように取り組んできているところでございます。

先ほど議員からあったとおりですね、少し教育委員会のところと、いわゆる児童のですねバスの乗降場所の排雪については、若干の遅れたところはありましたけれども、今回のこの経験をですね糧にして、また来年以降こういった同じ雪が降っても、そこにつきましてはしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ぜひ連携を取って、まず子どもの安全を考えてもらいたいと思います。

それですね、今まで経験したことのない雪でした。大雪の後の雨が降って、道路も大変な状態で、さすがに巡回バスは午後から動けませんという放送が流れました。これに対してですね、巡回バスが動かないくらい、私もちょっと運転してたんで、とてもじゃないが危険で、外に出てみたものの、とても車を運転する状況でなかったんですが、この時でもやっぱりスクールバスとか、それから保育園の送り迎えのバスとか、多分運行してたと思うんです。本当に危険な、今まで経験したことのない悪路でした。

で、この時に、まあ除雪は2時から、早朝からということですけども、こういう巡回バスも動かないような時に、除雪車を私全然見なかったんですね。ですから、日中であってもこういう悪路があちこちで生じていたわけですので、こういう時の指示というのは、どこからしなければならぬとか出されるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの質問にお答えします。

確かに日中に気温が上がって道路の雪が解けて、車の通行や人が歩くのに影響が出て

いるというのは認識しておりましたが、その雪を除雪した場合ですね、水分を含んだ重い雪が塊となって各屋々の間口や車庫の前に寄せられるということになれば、帰宅後、車庫に入れないとか、うちに入れないとか、そういった悪影響も考えられますので、一般的にその際は翌日の通常除雪で対応してるといったところですね。特段、今回は除雪出てくださいという指示は出しませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） やはり町民の安全ということがまず第一だと思います。事故がないように。で、子どもたちの事故もないように。この対策を強力に進めて、保育園の運行とかスクールバスの運行がどういうふうになって、どこら辺が危ないのかっていうことは、この時点でも把握する必要があったのではないかと思います。

いずれですね、こういうことが地球の温暖化、どこでどういうふうな天気になるかわからない、こういう状況の中で、今シーズンの教訓というのは本当にいい経験になったと思うんです。それは町民全体もそうです。ですから、来年の天気はどうだべかなっていうのが皆口々に出る心配事であります。そういうためにもですね、町長の方から今後の対策について、地球温暖化も踏まえた上での何か対策があったらお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 国交省なんかは今要望行ってる時ありますけれども、やはり国の方からも、もう秋田県は、これ雨ですけども、豪雨も毎年あってだいぶ状況が変わってきているねと。それに伴ってじゃないですけども、やはり雪の量もおそらくそれに比例して上がってきてるんじゃないかなというふうに捉えております。

今年、先ほど言ったとおり記録的な大雪となったところでございますけれども、こういったことが普段からあってもおかしくないといった状況だと思いますので、先ほど言いましたように道路パトロールを強化するなどして、町としてもしっかりとその対策を取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、そしてまた、危険な箇所、車がスタックしているようなそういった箇所がありましたらですね、是非見上議員からも町役場の方にご連絡いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私も嶋津さんの方に何回か話して連絡は取っております。それで、まあ今回、私も特に気をつけてもらいたいのは、八森地区の信号の付近のところと

か、それから丁字路の大きいところとか、そういうところ、歯医者さんのところとかね、農協のところとか、交通量も非常に多いところですので、あそこにどかんと積まれると、国道の中まで入って行って車が来たか来ないか確かめなくちゃいけないということで非常に危険だという声もあります。そういうところには、なるべく早く速やかに廃雪をしてもらいたい、これをお願いして質問を終わります。

○議長（皆川鉄也君）　これで……

（「議長、いいですか。」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君）　9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君）　先ほどのね見上議員の減免についての再質問の中で、北秋田市が裁判で負けてしまったというような発言がありましたね。ところが課長から、課長の答弁ではね、全くその逆であったわけですね。裁判の問題をですよ、このまま放っておくことはやっぱりできないと思います。これはやっぱり見上議員から訂正を求めるべきだと私は思います。

○議長（皆川鉄也君）　休憩します。

午後　1時53分　休　憩

.....  
午後　2時02分　再　開

○議長（皆川鉄也君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これで8番議員の一般質問を終わります。

追加日程第1、陳情第9号、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情を議題とします。

本件については、令和7年12月議会定例会において総務民生常任委員会に付託し、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地　薫君）　ご報告いたします。

令和7年12月議会定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、令和7年陳情第9号、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書について、3月4日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者の被害回復を一刻も早く行う

ことに対する賛成意見もありましたが、この陳情については賛成少数で不採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長は、しばしお待ち願いたいと思います。

これより陳情第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この最高裁判決に基づく生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情に対して、賛成討論を行います。

これが12月議会に提出されましたけれども、2月に国の方では厚生何とか委員会を開きまして、それで本来全額返さなければ、まあ命令が出たんですけれども、その2割くらいしか認められない。それだけしか返す、まあそれでも返すという答弁が出ました。しかし、それは全員ではなくて、生活保護者の今裁判やってるところが全国で何か所もあります。秋田市でも今10名が裁判を行っておる最中です。その裁判をやってる最中で、全国にいるんですけれども、その人たちにはその差額の支給は出ません。それで、全面、全生活保護者への2%、本当は本来4%返さなければならないということでしたけれども、厚生委員会の中で2%に引き下げられました。で、その2%さえも、現在裁判を行っている人たちには支給されないというこういう結果でありますので、全生活保護者にこれを支給するべきだというこういう陳情に私は賛成をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第9号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は不採択とするものです。陳情第9号、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、陳情第9号は不採択とすることに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回本会議は、13日午前10時より開会し、議案審議を行いますので、よろしく願いをいたします。

これにて散会します。お疲れ様でございました。

---

午後 2時07分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆川鉄也

同署名議員 8番 見上政子

同署名議員 9番 須藤正人

同署名議員 10番 門脇直樹

令和8年3月八峰町議会臨時会会議録

令和8年3月13日（金曜日）

議事日程第3号

令和8年3月13日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第23号 令和8年度八峰町一般会計予算
- 第3 議案第24号 令和8年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第4 議案第25号 令和8年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第5 議案第26号 令和8年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第6 議案第27号 令和8年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第7 議案第28号 令和8年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第8 議案第29号 令和8年度八峰町簡易水道事業会計予算
- 第9 議案第30号 令和8年度八峰町下水道事業会計予算
- 第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第11 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

出席議員（11人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	6番 菊地薫	7番 腰山良悦
8番 見上政子	9番 須藤正人	10番 門脇直樹
11番 山本優人	12番 皆川鉄也	

欠席議員（1人）

5番 水木壽保

説明のため出席した者

町長 堀内満也	副町長 田村正
教育長 鈴木洋一	総務課長 岡本勇人
財政課長 堀内敬文	企画政策課長 高杉泰治

建設課長	浅田善孝	防災町民課長	工藤善美
農林水産課長	堀内和人	商工観光課長	成田拓也
税務会計課長	今井利宏	福祉保健課長	菊地俊平
教育次長	山本節雄	学校教育課長	山本望
生涯学習課長	鈴木美由紀	農業委員会事務局長	内山直光

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	石上義久	議会事務局庶務係長	須藤佳奈子
--------	------	-----------	-------

---

午前10時00分開議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆様には、私たちさよなら議会の最終傍聴、ありがとうございます。本当1年間ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

5番水木壽保君から、入院治療のため欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、11番山本優人君、1番笠原吉範君、2番伊藤一八君の3名を指名します。

議題に入る前に、今井税務会計課長から発言を求められておりますので、これを許可します。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 令和8年3月10日、見上政子議員の一般質問の中でご指摘のありました北秋田市国民健康保険税減免訴訟の件につきまして、次のとおり報告させていただきます。

議会終了後、北秋田市税務課に電話で裁判結果について確認いたしました。いただいた回答は、一審が原告勝訴、二審で逆転原告敗訴、三審で原告敗訴となり確定したとのことでした。

以上、報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 8番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） 先ほど課長から発言がありましたとおり、私の質問内容に不備がありましたので、用語の前に字句を加えて訂正をいたします。

私が発言した「これを行った北秋田市の裁判で、北秋田市が負けてしまいました。」の内容に、「北秋田市が」の後に、「2010年、一審判決で」を付け加えた文言に訂正してお詫びいたします。

で、質問文には付け加えませんが、課長の言われたことについて、生計を一にする家族財産調べ、どこでもやってると言われましたが、八峰町は家族全員の税の納税者としていることです。そして全員に同意書を求めることです。二審の北秋田市の勝訴は、通帳のこれは文言に加え……

○ 議長（皆川鉄也君） 見上さん、この前あなたが発言したことの繰り返しはいいです。裁判の結果だけを今、税務課長から報告あったわけですので、あなたの文言を訂正するのであればそれであといいんです。

○ 8 番（見上政子さん） はい、分かりました。そこが付け加え……

○ 議長（皆川鉄也君） そういう具合に議事録も訂正してよろしいですか。

○ 8 番（見上政子さん） はい、そこを付け加えて訂正をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○ 議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前 10 時 03 分 休 憩

.....  
午前 10 時 09 分 再 開

○ 議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本日の議事日程のうち、2月27日の本会議において予算特別委員会に付託となっております、日程第2、議案第23号、令和8年度八峰町一般会計予算から日程第9、議案第30号、令和8年度八峰町下水道事業会計予算までの議事につきましては、予算特別委員長の報告の後、適時、八峰町議会会議規則第37条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

これより令和8年度八峰町一般会計予算、各特別会計予算及び各公営企業会計予算の

審査の経緯と結果について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員会委員長。

- 予算特別委員会委員長（菊地 薫君） 2月27日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、議案第23号、令和8年度八峰町一般会計予算から議案第30号、令和8年度八峰町下水道事業会計予算の審査経過の概要とその結果についてご報告いたします。

本議案については、3月3日と4日の予算特別委員会分科会、3月6日と9日の全体会において慎重に審査いたしました。

その結果、議案第23号、令和8年度八峰町一般会計予算については、笠原吉範君ほか4人から修正案が提出されています。修正案は、提出の説明書のとおり、歳入歳出予算それぞれからハタハタ館管理運営業務委託料関連予算1,500万円を減額し、歳入歳出それぞれ61億2,700万円とするものです。この修正案は、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第24号、令和8年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第25号、令和8年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第26号、令和8年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議案第27号、令和8年度八峰町沢目財産区特別会計予算、議案第28号、令和8年度八峰町営診療所特別会計予算、議案第29号、令和8年度八峰町簡易水道事業会計予算、議案第30号、令和8年度八峰町下水道事業会計予算は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

- 議長（皆川鉄也君） 日程第2、議案第23号、令和8年度八峰町一般会計予算を議題とします。

事前に確認をいたしますが、ここでの討論は、先ほど委員長報告にあった議案第23号修正案と八峰町長提出の原案、両方の討論となります。そして討論終了後、修正案、原案の順で採決を行います。

それでは、討論ありませんか。2番伊藤一八君。

- 2番（伊藤一八君） 私は、この修正動議について反対の立場で討論いたします。

まず、令和4年12月の議会の増額の際に、中間年度に指定管理料の妥当性について検証するほか、不測の事態により経営に与える影響が多大な場合は、随時対応するとあります。ですので、この増額は、人件費や光熱費の上昇など現場を取り巻く環境の変化を

踏まえ、これまでどおりのサービスを維持するための必要な措置であります。新年度予算は1年間の土台です。補正ありきではなく、必要な経費は当初から計上すべきです。

以上の理由から修正動議に反対し、新年度予算は原案どおり可決されるべきであることを申し上げ、討論いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 私もこの修正案に反対討論をいたします。

自治体が経営温泉に関与すること自体、非常に大きな財政負担となるであろうことは、事業計画が浮上した当初から明白であったはずであり、そもそも温泉事業に手を出すべきではなかったとは思いますが、当時の国の予算の使い方や地域活性化という名目に乗ったトレンドが三セク温泉であり、当町のみならず全国に似たような施設が続々とできていったことは否めない事実ではあります。ともあれ、議会の議決を経てスタートした事業であり、議会にも一定の責任はあったのではないかと考えます。

ハタハタ館は今日まで町の観光の中核と担う存在として営業を継続してきましたが、近年は人口減少やコロナのパンデミックなど不可抗力的な要因もあり、売上げが減少しております。しかし、そういった状況については民間企業も同じであり、これを経営不振の理由にしてはいけないという言い方はいささか酷ではないでしょうか。ハタハタ館は、公共性、公益性の高い施設であり、今や町内唯一の温泉施設となってしまいました。この夏には資金ショートによる黒字倒産も予見される現状で、委託管理料を増額するのはやむを得ないことであると考えます。むしろ管理料の増額を当初予算に計上しないことは、町としては無責任な態度であり、ハタハタ館を見捨てるというメッセージを送ることにもなりかねません。また、管理料を増額せずに営業努力してどうしても駄目だったら補正で対応すべきという、こうした意見には首をかしげざるを得ません。補正予算を安易に使うべきではないと考えます。

以上のことから、この修正案に反対いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 私もこの修正動議に反対の立場で討論いたします。

町長が笠原議員の一般質問に答弁したように、ハタハタ館は当町八峰町の観光の柱であります。そのハタハタ館を存続させることに皆さんご異議はないようであります。確かにハタハタ館も課題・問題はありますが、ハタハタ館を存続させるために、ハタハタ館も当初予算で事業計画を立てます。人件費、光熱水費等々、その当初予算で事業計画

を立てた時、補正ありきの当初予算では、やはりなかなかうまくいかないと思います、ハタハタ館の運営も。

そして、我々今、改選を控えております。私は議会を去る身ではありますが、改選が終われば、議員構成、議会構成、委員会構成、全て変わります。その時、当局が補正案を上程しても、その委員会でその上程した補正が通る保障はどこにもありません。ですから、この当初予算で可決すべきだと思いますので、修正動議には反対いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 賛成討論を行います。

ハタハタ館は、観光中心の運営が年々進んで、町民が利用したくとも1人700円でますます足が遠のいているのではないのでしょうか。休憩室は無料になりました。運動部門では料金が定まらないまま今設定されてますけれども、観光に特化した第三セクターは成功した例がありません。今後の改善が見られないまま赤字補填を町民の税金3,500万円から500万円計上して、これを続けた上で民間へ移すという安易な考えが出されておりますけれども、いくらつぎ込んでも切りがありません。福祉のためのハタハタ館として町民に愛されるための施策の、町内高齢者が安心して交通の便をよくしたハタハタ館に充実させ、宿泊費のスリム化したものにしなければならないと思います。

貴重な財源の1,500万円です。これを計上することに反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前10時21分 休 憩

.....

午前10時21分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、討論を終わります。

これより議案第23号について採決を行います。

はじめに、議案第23号修正案について採決をします。本案に対する委員長報告は可決とするものです。

（「議長、委員長から修正動議の発言いつやるの」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前10時21分 休 憩

午前10時39分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 会議を再開いたします。

先ほど討論終わりますというような進行をいたしました。討論繰り返さるよう  
ございますので、再度討論をしたいと思っております。

討論ある方お願いします。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 私は、この修正動議について説明をいたしたいと思っております。

修正動議の提出者は、私笠原、腰山議員、見上議員、須藤議員、山本議員、以上5名  
です。

ハタハタ館運營業務委託料関連予算1,500万円を削減し、歳入歳出それぞれ61億  
2,700万円とするものです。ハタハタ館管理運營業務委託料については、2月9日、27  
日に教育産業建設常任委員会を開催し審議したところです。その結果、営業活動の積極  
的な取り組みも感じられない状況下、新年度に向けて経営改善計画など具体的な指針が  
示されておられません。これを認めると、困ったらいつでも町が助けてくれるという甘い  
考えのもと、営業努力を怠り、更なる資金不足を起こす危険性があること、こうしたこ  
とから新年度での安易な予算の増額については納得できるものでありません。

よって、本修正の動議を提出しました。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第23号について採決を行います。

はじめに、議案第23号修正案についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決  
とするものであります。この採決は起立で行います。修正案に賛成の方の起立を求めま  
す。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 5名です。

次に、反対の方の起立を求めます。

（反対者起立）

○議長（皆川鉄也君） 5名です。

起立者は5人で、賛成・反対同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決をいたします。

議案第23号、令和8年度八峰町一般会計予算修正案については、議長は否決と裁決します。したがって、議案第23号修正案は否決されました。

○議長（皆川鉄也君） 次に、議案第23号、八峰町長提出の原案の採決を行います。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。原案です、町提案の。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 5名です。

次に、反対の方の起立を求めます。

（反対者起立）

○議長（皆川鉄也君） 5名です。

起立者5人で、賛成・反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対し裁決します。

議案第23号、令和8年度八峰町一般会計予算原案は、議長は可決と裁決します。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

（「議長、採決でねえよ議長は。議決だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 同数の場合は裁決です。

日程第3、議案第24号、令和8年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 国民健康保険特別勘定に反対をいたします。

現在、国保税未納で窓口10割負担になる15世帯、家族を含めて19人は、病気になることを恐れて我慢していることと思います。病気が悪化して病院にかかる頃には重篤になって、リスクは本人にのみならず国保会計にも影響してきます。そのためにも5年の不納欠損となつていますが、実際はその先数年の国保も残っている状況です。5年の不納欠損を全世帯に行うことと、減免申請をしやすくすべきです。規則にある同一世帯全員の金融機関調べは、同意書を求めることはやめ、せめて所得のあるなし、国保税、国保加入被保険者とかが他市の例にあります。国保税を少しでも軽減するために、子育て世帯に未就学児以上の高校生までの均等割を加算すれば、1世帯1万4,000円プラス

500円の家計が楽になります。このような施策は難しいことではありません。他市町村がやっていることです。

以上の施策がないことから反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。お諮りします。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第25号、令和8年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 介護保険特別勘定会計に反対をいたします。

1段階から13段階までの保険者は2,936人で、前年より59人減っています。平均的な目安の5段階の被保険者料は前年とほぼ同じですが、農業所得が上がったことから保険料も上がると思います。しかし、家族の年金は上がらず、保険料が上がることから、何ぼも残らないと嘆くことになります。また、普通徴収は増えてることは、高齢者になるにつれて年間18万円未満の年金者が増えていることです。国庫支出金と県支出金が介護予防日常生活支援事業が200万円近く削減になっております。介護予防訪問介護事業やケアマネ事業委託などに反映されています。利用者の負担が大きく、サービスが減ることになります。施設の現状は、たとえばグループホームで一番安いところで町内で六、七万円、普通で11万円です。特養の入所待ちをしている方々は、ショートステイをしている人が多くおります。介護1の場合で1日4,000円あまりで、介護2、3だと4,300円、これを2週間くらい使えると思いますが、2週間で6万円前後です。大変な金額です。これが介護保険の制度です。

この交付金が減らされ、今、交付金が減らされ、サービスが低下し、自分の年金以上の利用負担になっているこの制度に反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。  
この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第26号、令和8年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 八峰町後期高齢者医療特別会計に反対をいたします。

秋田県は、75歳以上の後期高齢者の保険料が均等割として1万763円引き上げられました。均等割は6.7%になり、0.71%の値上げです。1人当たり平均7,188円で、去年の33%増になります。普通徴収も増えています。年金が増えず、保険料が上がり、物価高騰で75歳以上の年金者は悲鳴を上げています。高齢者が安心して医療を受けられるような制度にするため、今の制度を反対して、新たな制度ができるよう願っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。  
この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第27号、令和8年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第7、議案第28号、令和8年度八峰町営診療所特別会計予算、日程第8、議案第29号、令和8年度八峰町簡易水道事業会計予算、日程第9、議案第30号、令和8年度八峰町下水道事業会計予算は、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、日程第6、議案第27号、令和8年度八峰町沢目財産区特別会計予算から日程第9、議案第30号、令和8年度八峰町下水道事業会計予算は、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第27号から議案第30号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号から議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事項の調査についてを議題とします。

議会運営委員会副委員長から、所掌事項のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第11、常任委員会の閉会中の所管事項の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和8年3月八峰町議会定例会を閉会します。

皆さんお疲れ様でございました。

---

午前10時55分 閉 会

